

海岸利用の支援を担う行政関係者の方々へ

# 海岸利用の活性化に向けたナレッジ集

Ver 3.0

令和8年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

## はじめに

このナレッジ集は、地域の貴重な資源である海岸の利活用の機運を更に高めていくことを目的に、海岸管理者や海岸を有する地方公共団体の職員が、民間事業者等をはじめとする海岸利用者へ支援を行う際のヒントをとりまとめたものです。

海岸の利活用が進むことにより、地域の自然や産業等に触れる機会が増え、コミュニティでの活動が活発化することで周辺地域にも視野が広がり、地域の持続的な発展と、その恵みを享受し続けること、すなわち地域のウェルビーイング（幸福、健康）の向上につながります。

また、海岸は、地域に自然の恵みや潤いをもたらすだけでなく、時には災いをもたらす存在でもあります。このため、日常から海岸が持つ多様性を活かした利用が進むことで、各活動主体の興味関心事項と水防災とを関連付け、自ずと水防災にも関心が広がっていくことにより、地域を安全にすることにもつながります。

このナレッジ集が、海岸利用者、地元自治体及び海岸管理者等と協力・連携した海岸利用促進の一助となり、海岸とまちが融合した良好で賑わいのある水辺空間の創出、さらには地域の防災力の向上にも寄与することを願います。

（本ナレッジ集の利用者）

海岸を利活用する民間事業者等の支援を担う「海岸管理者」及び「海岸を有する自治体職員」を対象としています。

令和8年3月  
国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

# 目次

はじめに

1. 海岸利用について .....	1
1.1 海岸利用の促進が求められる背景 .....	1
1.2 海岸利用がもたらす地域と海岸管理者のメリット .....	2
1.3 海岸利用における地域関係者の関わり方 .....	4
1.4 海岸利用者の悩み事や困り事 .....	6
1.5 本ナレッジ集の使い方 .....	7
2. 海岸利用者への支援のヒント .....	9
2.1 企画発案の段階 .....	9
2.1.1 地域の関心を高める .....	10
2.1.2 仲間や協力者を探す .....	12
2.1.3 アイデアを膨らませる .....	13
2.1.4 資金を確保する .....	14
2.1.5 行政と連携する .....	16
2.2 計画・実践の段階 .....	17
2.2.1 実施計画を立てる .....	18
2.2.2 地元関係者と調整する .....	19
2.2.3 海岸利用の許可を取得する .....	20
2.2.4 広報する .....	21
2.2.5 担い手を育成する .....	22
3. 海岸利用の仕組みと手続き .....	23
3.1 海岸利用にあたって知っておきたい法律(海岸法) .....	23
3.1.1 海岸法の適用範囲 .....	23
3.1.2 海岸管理者 .....	24
3.1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定 .....	25
3.2 海岸利用に必要な手続きの概要 .....	28
3.2.1 海岸占用許可申請等の流れ .....	28
3.2.2 一時使用届の流れ .....	29
3.3 海岸協力団体制度 .....	30
4. 海岸利用の参考事例 .....	32
5. その他 .....	53



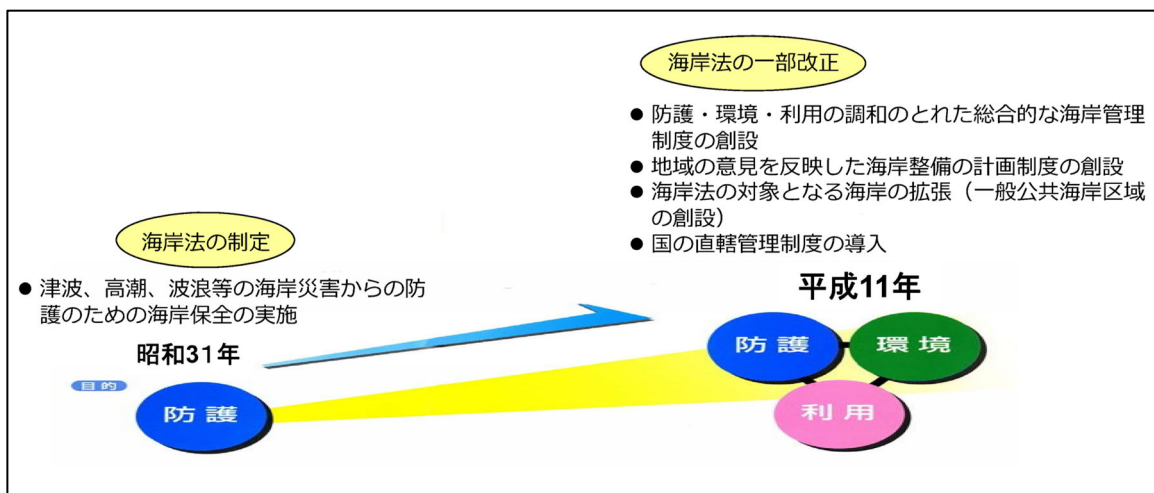
# 1. 海岸利用について

## 1.1 海岸利用の促進が求められる背景

昭和 31 年の海岸法制定以降、我が国の海岸は主に防護を目的として管理されてきましたが、平成 11 年の法改正により、「海岸環境の整備・保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が制度上明確に位置付けられました。これにより、海岸は防災機能に加え、地域住民や来訪者が親しみ、交流する公共空間としての役割も期待されるようになりました。

一方、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小、担い手不足等を背景に、海岸を含む地域資源が十分に活用されていない地域も多く見られます。さらに、観光ニーズの多様化や地域間競争の激化により、地域固有の資源を活かした魅力づくりの重要性が高まっています。

こうした状況を踏まえると、海岸利用の促進は、自然環境や防災機能との調和を前提に、交流人口の拡大や地域への愛着の醸成、地域経済の活性化に資する重要な取組です。その一方で、許認可手続きの煩雑さや制度の分かりにくさが課題となっており、円滑な海岸利用に向けた考え方や知見の整理が求められています。



(出典) 国土交通省「海岸管理のあり方検討委員会 第4回」

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/kaigankanrinoarikata/dai04kai/dai04kai\\_siryou2.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaigankanrinoarikata/dai04kai/dai04kai_siryou2.pdf)

### 海岸法の一部改正（平成 11 年）

## 1.2 海岸利用がもたらす地域と海岸管理者のメリット

海岸の利活用とは、一般に下表に示すようなメニューが想定されます。これら海岸の利活用が進むことにより、背後地や海岸管理者にどのようなメリットをもたらすでしょうか。

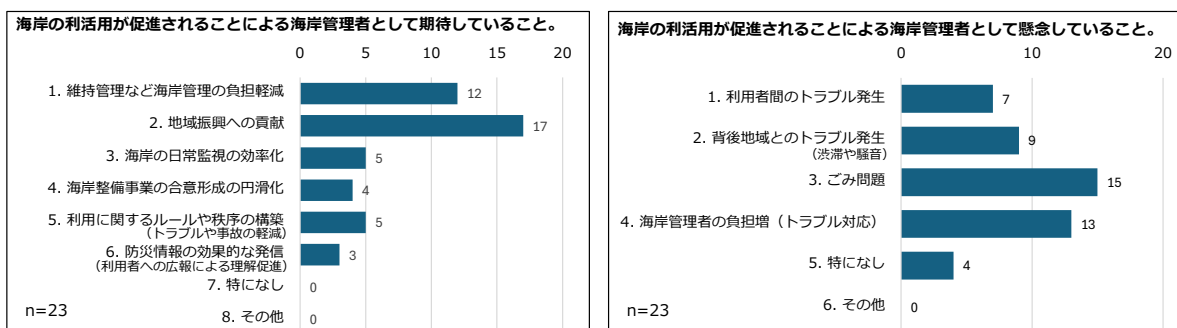
令和6年度に海岸管理者を対象に実施したアンケート調査結果（23機関が回答）から、海岸の利活用促進により、地域復興だけでなく、海岸管理者にとっても様々なメリットが期待できることをはじめに紹介します。

砂浜を有する海岸利用メニュー

		①浅瀬利用	②砂浜利用	③背後地利用
利用形態のヒント	アクティビティ	<p><b>【遊び】</b> 海水浴、磯観察、地引網体験、海上滑り台、アスレチック</p> <p><b>【スポーツ】</b> サーフィン、カヤック、SUP、シュノーケリング、ボディボード、その他スポーツ大会（トライアスロン、オープンウォータースイミング etc.）</p> <p><b>【観光】</b> 海中展望台、グラスボトムボート、水上移動式球体型ホテル、海中鳥居</p>	<p><b>【遊び】</b> バーベキュー、キャンプ・グランピング、ラクダ遊覧、ビーチドライブ、潮干狩り、サンドアート、夕日コンサート、音楽フェス、花火大会、盆踊り、キャンドルイベント、ライトアップ、イルミネーション</p> <p><b>【スポーツ】</b> ビーチスポーツ（バレー・テニス・サッカー・ラグビーetc.）、サイクリング、乗馬、</p> <p><b>【環境保全・環境教育】</b> 清掃（クリーンアップ）、海浜植物植栽、生き物観察会、浸食対策活動、パトロール</p> <p><b>【学び・健康・癒し】</b> 天体観測、ビーチヨガ、エステ・マッサージ、移設型温泉、ビーチカフェ、ユニバーサルビーチ、砂浜美術館、砂浜図書館、ビーチ結婚式</p>	<p><b>【遊び】</b> 海の家、水族館、屋外劇場、公園ビーチ一体整備</p> <p><b>【観光】</b> 民宿、レストラン・カフェ、リゾートホテル、道の駅・海の駅、商業施設、展望台、街巡りツアー、神社・仏閣PR、地域活動拠点整備</p> <p><b>【健康・癒し・その他】</b> 温泉、ワーケーション、屋外結婚式場</p>
	考慮条件	カヤックやSUPなどのマリンスポーツは風速5m/s以下で多く実施されており、スポーツにより気象条件が影響する。	概ね1/20（0.05）程度の勾配以下であればビーチスポーツ等のアクティビティは可能。	背後地の観光資源や歴史・文化的な地域資源と結びつけることで、海岸利用のポテンシャルを更に高めることができる。

アンケートでは、「海岸を常時モニターする主体が増え、海岸の変化（侵食等）に早く気づくことができる」、「利活用の中でルールや秩序が構築され、水難事故や利用者間のトラブル等の防止・抑止に繋がる」、「関係者との信頼関係を構築することで、海岸事業に対する円滑な合意形成の一助となる」、「海岸の恵みと災いの両面を知る機会となり、防災情報の理解が促進され、地域防災力の向上が図られる」などの回答とともに、次のようなメリットが期待できるとの回答を複数寄せられました。

- ・ 地域住民のウェルビーイング・幸福度向上や背後自治体の地域振興等に繋がる。
- ・ 自治体、海岸協力団体、民間活力等の関係者と連携していくことで、海岸管理者の維持管理（美化等）の負担軽減にも繋がる。



海岸管理者を対象としたアンケート調査結果

同じくアンケートでは、海岸の利活用が促進されることによるゴミ問題等の懸念も挙げられています。

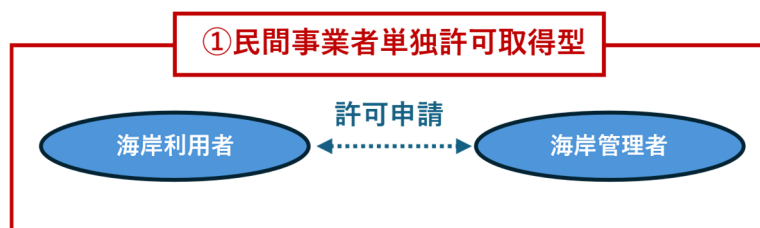
一方で、利活用が進んでいる海岸では、海岸背後のキャンプ場運営企業が、海岸利用者となる顧客の満足度を高めるため、台風による砂浜被害時の養浜を運営利益を活用して実施したり、日常のごみ拾いなど海岸清掃活動を担うなどの事例が見られます。

このように、海岸の利活用が海岸の維持管理に繋がる好循環を生んでいるケースも出てきています。

## 1.3 海岸利用における地域関係者の関わり方

海岸利用の許可手続きを考えた場合、以下の図にあるような、利用主体となる「海岸利用者」とそれを許可する「海岸管理者」の二者の関係が想定されます。この関係に基づく海岸利用は、海岸管理者の定める手続きに従い、海岸利用者である民間事業者等が海岸利用の許可を取得して実施するものです。（パターン①）

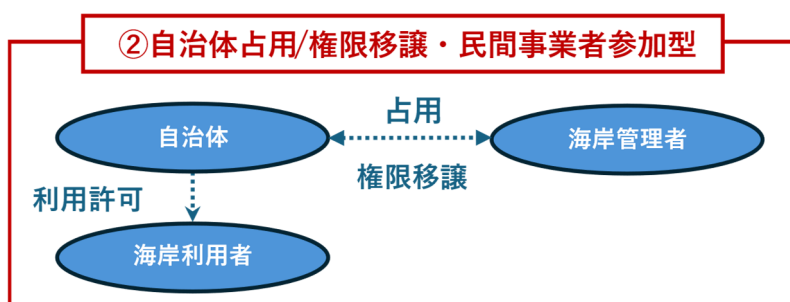
例えば毎年の恒例行事など、過去に手続を行った実績があり、これまでの手順や内容に準じて申請を行えば、許可が得られるような場合が該当します。



パターン① 民間事業者が単独で利用許可を取得するケース

しかし、全国の海岸利活用事例を見ると、こうした二者単独の関係性以外にも、地元の「自治体」や、海岸利用主体を様々な形で応援する「協力者」が関与し、連携・協働しながら取組が進められているケースも多く見られます。次章で示す海岸利用の企画づくりや占用許可の取得においても、こうした関係者の連携が重要な役割を果たしています。

例えば、海岸の占用または海岸管理者からの権限移譲により、地元自治体が日常管理する空間内を民間が利活用するタイプなどでは、以下の図に示すような海岸利用者の関わり方もあります。（パターン②）



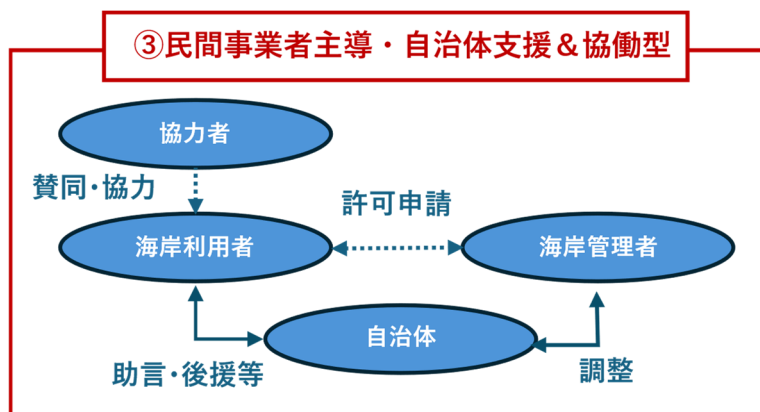
パターン② 自治体が占用、または自治体に権限を移譲し民間事業者が利用するケース

この場合、民間事業者等は海岸管理者との直接的な調整が不要となり、地元自治体との調整のみで海岸を利活用できるというメリットがあります。

一方で、後述するパターン③や④と比べると行政主導の傾向が強く、民間事業者の主体性が低くなる場合もありますが、自治体が窓口となることで手続きの負担が軽減され、海岸の利活用促進に有効な関わり方の一つと言えます。

次に、全国の海岸利用において比較的多く見られるのがパターン③で、民間事業者が主体的に活動し、地元自治体が思いや企画に賛同して一緒に協働する（共催等）、またはその活動を後方支援する（後援、支援等）タイプです。

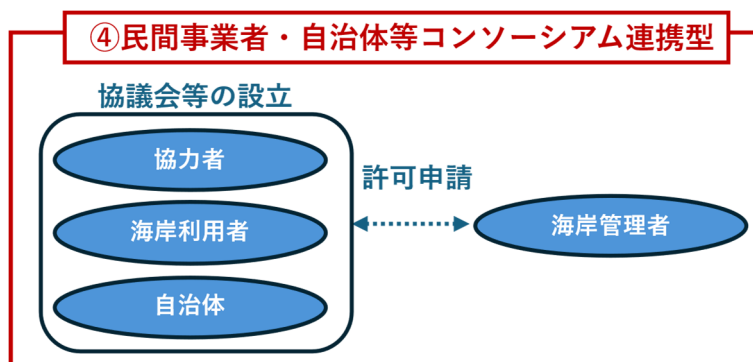
企画段階や海岸管理者の許可取得に際して、地元自治体が支援役や仲介役として重要な役割を担います。



パターン③ 民間事業者等を自治体や協力者が支援して海岸を利用するケース

さらに、複数の民間事業者が主体的に活動し、更に地元自治体、複数の関係機関等（地元商店街、地元有識者、学識者等）が連携して「協議会」や「実行委員会」等を設置し、地域の共同組織体として活動するタイプがパターン④です。

このパターンでは、地域の合意形成に向けた調整事の数が増えますが、地域一体となった取組となることで地域振興等の公益性が高まり、その結果として海岸管理者の許可を得やすくなるなどのメリットがあります。



パターン④ 実行委員会や協議会等のコンソーシアムとして海岸を利用するケース

どのパターンを採用するかは、利活用の内容（メニュー）や地域の事情により異なりますが、こうした地域関係者の連携関係の構図を背景として理解しておくことが重要です。

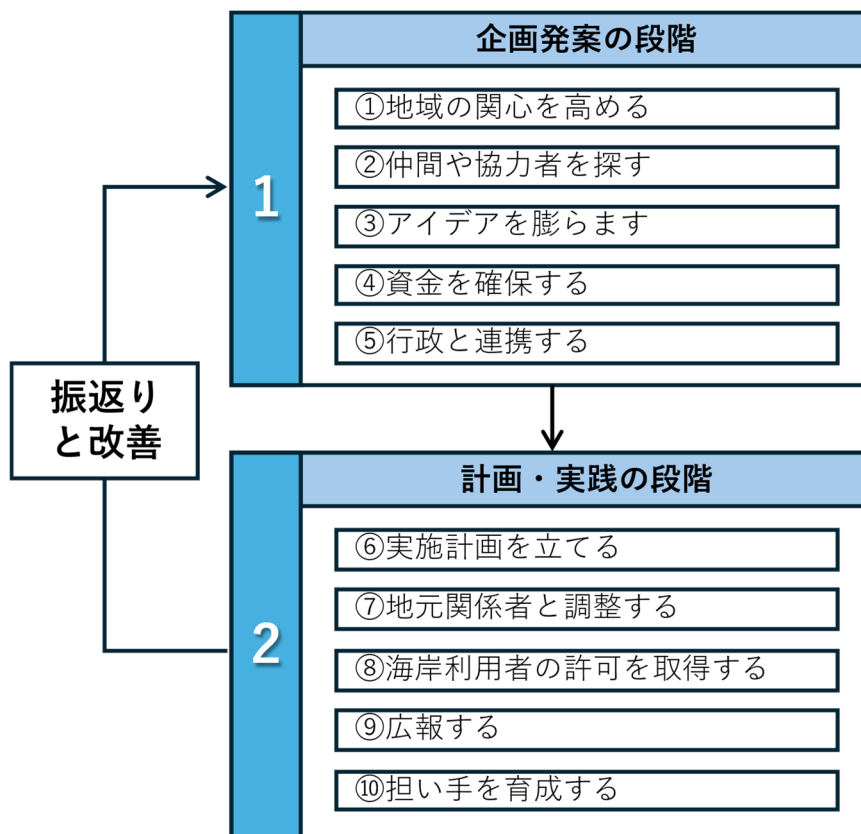


## 1.5 本ナレッジ集の使い方

民間事業者等による海岸利用の流れは、海岸利用を構想する「①企画発案」と、その実現に向けて計画・実行する「②計画・実践」の二段階に大きく分類できます。

第2章「海岸利用者への支援のヒント」では、各段階に応じた支援内容を整理して示しています。これらの支援内容に関する参考事例については、第4章「海岸利用の参考事例」にまとめて紹介しています。

海岸管理者や地元自治体職員は、海岸利用のプロセス全体を見据え、活動の継続性や発展性を考慮しながら、相談に訪れた民間事業者等がどの段階にあるかを把握したうえで、第2章に示すヒントを参考に支援を行うことが望まれます。

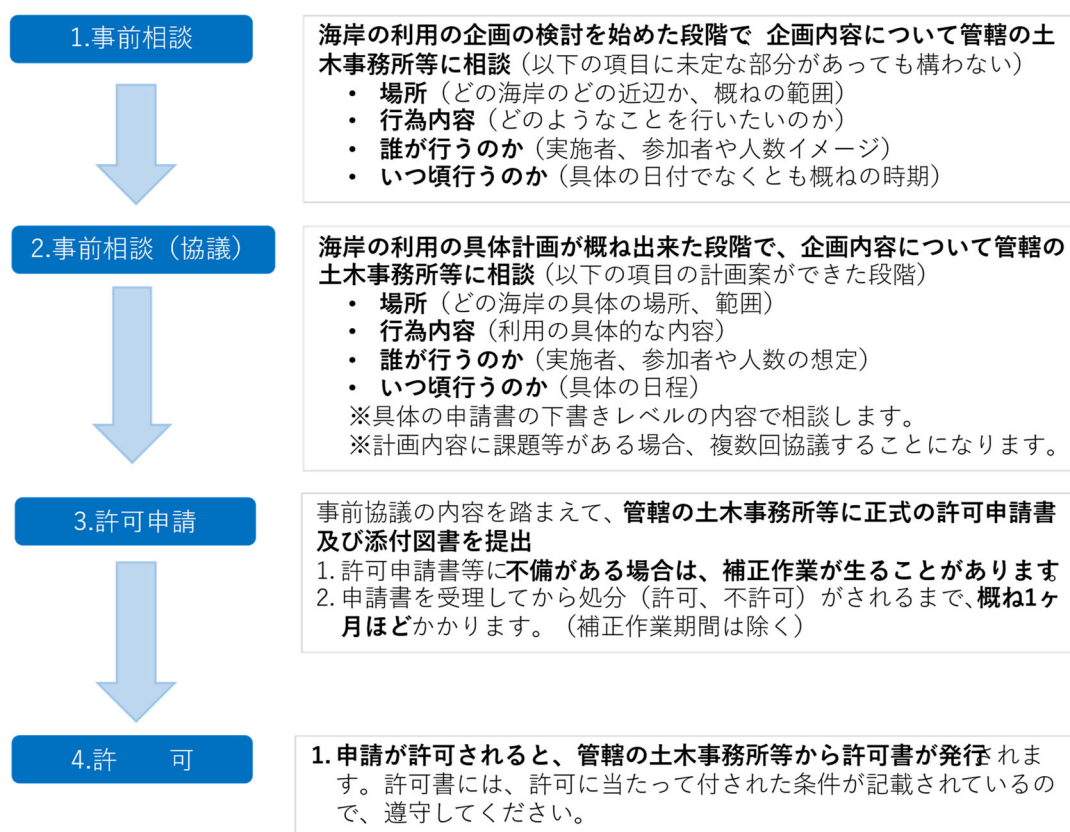


民間事業者等による海岸利用の流れ（2段階）

また、第1章「海岸利用者の悩み事や困り事」で紹介したとおり、海岸利用者がイベント等を開催する際には、できること・できないことのルールや問い合わせ先、必要な手続きなどが十分に周知されていない状況があります。このことが、海岸の活発な利活用を進めるうえでの一つの障壁となっています。

そこで、第3章「海岸利用の仕組みと手続き」では、こうした障壁を少しでも低減することを目的に、海岸利用にあたって知っておくと便利な知識として、海岸法に基づく手続きや、利活用に役立つ制度等を紹介しています。

### 海岸利用の占用許可手続の流れ



海岸利用に関わる手続きの一般的流れ（詳細は3.2.1参照）

海岸利用者から海岸利用の相談や必要となる手続き等に関わる問合せがあった場合には、第3章で示す内容を分かりやすく説明することで、海岸利用に向けた次の一歩につなげることができます。海岸利用者への支援の際の参考としてください。

## 2. 海岸利用者への支援のヒント

### 2.1 企画発案の段階

企画発案の段階とは、海岸利用の取組みを構想し、次の「計画・実践」の段階に向けて方向性を整理する段階です。

この段階では、海岸利用の取組みの柱となる主な項目として、「地域の関心を高める」、「仲間を探す」、「アイデアを膨らます」、「資金を確保する」、「行政と連携する」ことが挙げられます。本章では、これらの項目に関するヒントを示します。

企画発案の段階は、「知らなかった海岸の魅力の再発見」、「新しい仲間・協力者との出会い」、「自由な夢やアイデアの発想」など、海岸利用に取り組む中で特に楽しい段階です。同時に、海岸利用のテーマや方向性が決まる、非常に重要な段階でもあります。



地方の海水浴場



都市近郊の海浜公園

海岸は地域の魅力を高める貴重な資源ですが、地元の人たちには当たり前の存在であり、必ずしもその魅力に地元の関係者が気づいていない、もしくは上手に利活用できていない場合が少なくありません。

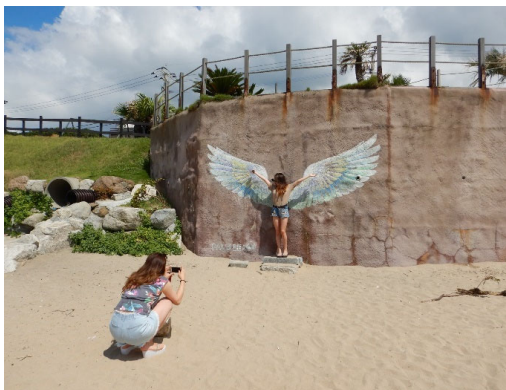
海岸の利活用を盛り上げていく上では、地域にとっての海岸の魅力を再発見し、それらを地域で日頃から共有し、海岸に対する地域住民の意識・関心を高めていくことが大切です。

### ■ 海岸の魅力を発見し伝えていく

海岸の魅力は地域によって様々ですが、地元で暮らすからこそ気づく魅力、また地元の外から訪れることで発見できる魅力があります。多様な人の交流を通じて地域の宝としての海岸の魅力を再発見し、その魅力を地元内外に丁寧に発信・共有していくことが、海岸の利活用を考えていく上で重要になります。海岸の魅力を改めて考える際には、次ページで紹介する地域活性化のヒントも参考になります。

### ■ 魅力に磨きをかけていく

海岸が持つ魅力にひと工夫加えることで、海岸の賑わいを生み出し、地域の活性化につなげている例も少なくありません。地域の海岸の魅力を知り、更に磨きをかけていくことも大切です。



パームビーチにおける海辺の賑わい創出の取組（福岡県福岡市）

#### 📣 海岸利用者の声

海岸の魅力・関心について、利用者からは次のような声が聞かれました。

魅力・関心

- 地域の人たちが海岸の魅力を実感していない、関心がない。
- イベントを実施しても地域の人たちの参加がない。

砂浜を有する海岸を活用した地域活性化のヒント

		①浅瀬利用	②砂浜利用	③背後地利用
地域 活 性 化 の ヒ ン ト	人材	<b>【担い手】</b> 海岸協力団体、NPO、環境ボランティア、観光協会・商工会議所、民間事業者、サーファー  <b>【コラボレーション】</b> NPO×自治体、事業者と小学校 etc.		
	資金	<b>【利用者負担】</b> 海岸占用料徴収、駐車場収入（清掃協力金、環境保全協力金等有）、イベント収入、店舗運営事業収入 etc.  <b>【その他】</b> ネーミングライツ、海岸ブランド化による観光振興、リゾート開発 etc.		
	背後 地連 携等	<b>【連携対象】</b> 道の駅、祭り・神社・仏閣・景勝地等の歴史・文化資源、内陸の観光拠点、メディア（ロケ）、大規模宿泊施設（スポーツ合宿や学校宿泊行事）、駐車場等のオープンスペース		
	津波 防災 施設 平時 活用	-	<b>【津波避難タワー】</b> ウォーキング教室、文化・スポーツイベント、展望台  <b>【津波避難ビル】</b> カフェ、防災教育拠点（防災講座、資料館、避難情報発信）、コンサート etc.	

海岸を利用したい、活用したいと考える民間事業者等は、海岸の利活用を一緒に取り組む「仲間」として巻き込むことで、活動の大きな推進力となります。活動に必要となる存在であるため、企画発案の早い段階から探ることが鍵となります。また、一緒に活動する仲間だけでなく、活動の協力者を探ることが有効となります。

### ■ 一緒に活動する仲間を探す

仲間探しは、企画発案の早い段階から始めましょう。地域内だけでなく、地域外の人たちにも広く協力を呼び掛けると仲間が集まりやすくなります。

活動のビジョン（目標）やベクトル（方向性）を作成して明確に提示すること、また、具体的な活動内容や実績を提示することで、同じ志を持った人たちが集まりやすくなります。

SNS を活用して、活動のビジョンやベクトルを情報発信するとともに、関係者や興味を持った人たちが情報を共有する場所を作ることで、仲間が集まりやすくなります。

### ■ 活動の協力者を探す

協力者探しは、企画の早い段階から始めましょう。地元自治体等に相談しながら、関係者に声掛けをして協力者になってもらえるように要請しておくことが望めます。

また、日頃から活動状況や活動記録を SNS に投稿することで、活動の趣旨等に賛同した仲間が増えるきっかけとなり、活動の協力者の獲得につながります。

#### 📣 海岸利用者の声

仲間集めや協力者確保の工夫について、利用者からは次のような声が聞かれました。

##### 仲間集め

- 一軒一軒飲食店を回り、「一緒に何かやりませんか」と声を掛けて歩いた。
- 自分たちが目指す活動の目標を明確にするため、団体立ち上げのメンバーを含め、最初にビジョンを作成した。

##### 協力者探し

- 役場やキャンプ関係者などに声掛けを行い、協力を要請することで実現した。
- 企画の初期段階から役場に相談し、仲間を集めながら取組を進めた。
- 今後一緒に活動していく中で齟齬が生じないよう、あらかじめビジョンを定めた。

海岸は、従来、春先の潮干狩りや夏場の海水浴としての利用が主で、それ以外の利用は、サーフィン等の利用などに限られてきました。そのような中で、新たな海岸の魅力に着目し、季節に応じた海岸利用のアイデアを仲間とともに膨らませることが大切です。

### ■ イベント内容の多様化

海岸の利用は、春先から初夏、秋といった穏やかな時期に限らず、冬でもイベント等に取り組んでいる事例があります。これまで海にあまり来なかった人たちをターゲットにした利用や、海水浴のように道具を持たず気軽に訪れられる利用も模索されています。

例えば、海のイルミネーション、砂浜図書館、スカイランタンなどのイベントが挙げられます。

### ■ 新しい視点からの発想

海岸でのイベント内容が毎年画一化し、更新されないことが海岸利用の課題となっています。地域外の人たちが参画することで、これまで気づかなかった地域の魅力の発掘や、新たな企画が生まれることが期待されます。



ビーチでのテントサウナ



海岸にあまり来ない人をターゲットにした  
大洗海岸で開催された砂浜図書館

#### 📣 海岸利用者の声

イベント内容の多様化や新たな企画などの工夫について、利用者からは次のような声が聞かれました。

##### 🗨️ イベントの多様化

- 海岸の繁忙期（潮干狩りの5月、海水浴の7・8月）や週末以外に、賑わいをテーマにイベントを企画した。
- ビーチサウナ（イベント）は、真冬でも海に入れるので冬のコンテンツとして育てていこうとしている。

##### 🗨️ 新しい視点

- 面白いこと、新しいことが生まれることを期待して、地元外からの参加者を募集したワークショップを企画提案し、開催した。
- 活動メンバーがチームのようになってしまっていて、新規メンバーが入りづらくなっている。

## 2.1.4 資金を確保する

活動内容、活動主体等に応じて様々な財源確保、資金調達の方法があります。参加料金で回収することは基本ですが、公的資金を活用する場合は、補助金、実行委員会の負担金などの形式があります。民間資金を活用する方法としては、参加者負担金、クラウドファンディングなどの方法があります。

### ■ 公的資金等の活用

自治体によっては、海岸利活用の活動に対し、補助金を出している事例があります。また、活動主体を実行委員会形式とすることにより、自治体の負担金として、公的資金を活用している事例があります。

海岸の利活用に対し、助成を行っている財団もあることから、そのような資金を活用する方法もあります。

### ■ クラウドファンディング

クラウドファンディング（Crowdfunding）は、不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指します。

クラウドファンディングを実施する場合、実施主体として、ビジョンの共有、運営の体制、計画の立案が必要となりますが、その議論を経ることにより、組織としての結束が高まった事例があります。

#### 海岸利用者の声

活動資金の確保について、利用者からは次のような声が聞かれました。

#### 活動資金

- 儲かる事業ではないので、公共性の観点から、地域のブランドイメージの一環として、ある程度の負担は覚悟して取り組んでいる。
- イベントの採算をとることが難しく、地方自治体からの補助がないと継続が難しい。
- 自治体の地方再生計画に位置付けられたことで、自治体の負担金として公的資金（地方創生推進交付金）を活用している。

## ■ 地域への還元

イベントでの商工会の出店や、近隣の温泉施設利用など、地域にお金が還元される仕組みを工夫することにより、活動に対する理解や協力が得やすくなります。

なお、海岸の利活用は、利益を得ることだけではなく、地域のブランドイメージ向上などの多様な効果があります。このため、当該利活用だけの採算性だけではなく、ある程度の負担を覚悟して実施している事例もあります。

海岸の利活用を行う場合、イベントの採算性が課題となることが多くあります。採算性よりも、地域のブランドイメージを向上させることを優先し、海岸でのイベントを実施している団体もあります。

また、仲間や協力者が多くいることは、資金確保に向けても大切です。

## ■ 適正な料金設定も大事

海岸の利活用は、利益を得ることだけではなく、地域の振興や地域のブランドイメージ向上なども意識することが大事ですが、そればかりが強調され、せっかくイベントを行っても、参加料金を安価にセットし、赤字で終わると資金的にも次のイベントへ繋がられなくなるジレンマを感じている海岸利用者もいます。

決して、海岸で儲けるという意味でなく、実施するイベントとして必要な経費を回収できる料金設定を心がけることも大事です。そして次回のイベントへ繋げていく、持続的な活動としていくことが大事です。

### 📣 海岸利用者の声

イベントの料金設定について、利用者からは次のような声が聞かれました。

#### 💬 料金設定

- 補助金を使ったイベントでは、“儲けることをメインに考えてはいけない”というところもあり、継続イベントに繋げることが難しいこともあった。
- イベントの予算を組む時は、収入に見合った規模・内容にしている。
- イベント参加者に「来てよかった」と思ってもらえるようなおもてなしのコンテンツを提供するためや、今後のイベントの持続を考えると、参加料金の上限を縛られるようなことがあったら困る。

海岸の利活用にあたっては、地元自治体や海岸管理者をはじめとする行政との連携が重要です。利活用の内容に応じて関係行政機関と連携しつつ、利活用への想いを大切に、誠実に対応することが求められます。

### ■ 地元自治体への相談

住民に一番身近な行政である地元自治体に、まず相談するという事例があります。この段階では、利活用の内容が固まっていない場合もありますが、本ナレッジ集を参考にしつつ、利活用がスムーズに進むように、民間事業者等の想いを聴きながら丁寧に対応してください。

利活用の内容がある程度見えてきたら、他の海岸利用者への影響や地域への影響を考慮し、対策の必要性について話し合う必要があります。

### ■ 海岸管理者への相談

海岸管理者への相談は、利活用の内容が見えてきた段階で行われます。民間事業者等の意向を踏まえ、実施に向けて話し合いを重ねながら対応することが求められます。海岸の状況はそれぞれ異なるため、利活用推進の観点を踏まえた対応が必要です。

### ■ 連携の方法

行政との連携は、海岸を利活用したい人や組織が、地元自治体や海岸管理者に相談することから始まります。利活用の内容に応じて実施主体と行政の関係が整理され、大規模なイベントでは、関係行政機関を含めた実行委員会形式とすることで、合意形成が図りやすくなります。

一方で、こうした取組を一過性のものとせず、海岸利活用を継続的に進めていくためには、行政がすべてを担うのではなく、民間団体や NPO 等と役割を分担し、それぞれの強みを生かした連携体制を構築することが有効です。

利活用の主体と行政の役割を明確に整理し、行政は後方支援に注力する体制とすることで、民間の創意工夫を生かした多様な海岸利活用につなげることが可能となります。

#### 📣 海岸利用者の声

地元自治体への相談や様々な関係主体との連携について、利用者からは次のような声が聞かれました。

自治体へ  
相談

- 市役所の経済観光課からは、事前準備の段階から職員の応援協力を得た。また、市の広報でイベントの周知、参加者募集などの PR をさせてもらった。
- まずは地元の商店街、商工会から話をし、次に役場、次に県や国の順に話を聞いていった。

連携

- 行政との連携がスムーズな事例を参考に、キャンピングカーに関するイベントでは、このような順序で調整が行われ、連携が上手くいきました。

地元の商店街→商工会→役場→県や国

## 2.2 計画・実践の段階

計画・実践の段階とは、海岸利用の取組みについて実施計画を作成し、実際に取り組む段階です。

この段階では、企画発案の段階で検討した5項目をもとに、「実施計画を立てる」、「地元関係者と調整する」、「海岸利用の許認可を取得する」、「広報する」、「担い手を育成する」といった取組を進めていきます。本章では、これらの項目に関するヒントを示します。

実施計画の作成にあたっては、イベントや出店の実施方法や実施体制、スケジュール、段取りなどを整理し、企画の具体性を高めていきます。

また、複数の地元関係者との調整、海岸利用の許可の取得、参加者を集める広報活動など、多岐にわたる作業・プロセスが発生するため、項目ごとに準備を進めながら、実践へとつなげていきます。



「日向波めしフェア 2020」の開催状況

(出典) 日向市 HP より

具体的に海岸で行うイベントの詳細な計画を立てる段階では、具体のイベントや出店の内容、スケジュールや運営の段取りのほか、地域住民等への説明等を決めていきます。

### ■ 実施計画策定の留意点

全国の海岸利用の取り組み事例から得られた、海岸利用の実施計画を立案する際の留意点を以下に示します。

- ・ 海岸の魅力（風景、景色、特産物、遊び等）を活かしたイベントであることが望ましい。
- ・ 主催者自身も楽しい、またやろうと思えるイベントにすること。
- ・ あまり忙しくない、無理のない計画にすること。
- ・ 地元の学校や、サークルなどの発表の場として使ってもらえるような企画。
- ・ イベント会場周辺の商店や観光施設などと、お互いの集客効果を高めるように連携していく Win-Win の関係を作っていくこと。
- ・ イベントの開催・中止の判断基準と、伝達方法を決めておくこと。
- ・ 実際にイベントをやってみて発生した課題等は、次に向けた改善点として活かしていくこと。

#### 📣 海岸利用者の声

実施計画作成時の工夫について、利用者からは次のような声が聞かれました。

##### 実施計画

- マルシェでは、広い海岸の魅力を活かし、弁当販売をできるだけ避け、ライブ感があり、熱々でその場で提供できるものを販売しようと計画した。
- 海岸のイベントで、3年間コンクールがなく、発表の場所がなかった中学生等がみんなの前で発表する機会をつくった。
- 「主催者側が楽しむイベントじゃないと楽しくない！」というポリシーでイベント計画を作っている。

## 2.2.2 地元関係者と調整する

海岸利用をするためには、地域住民への事前説明や利害関係者への配慮を適切に行う必要があります。特に地元以外の主体がイベント等を実施する場合は、地元自治体に相談しながら調整を進めることが有効です。

### ■ 地元住民の理解

海岸は、地元の方々が利用・管理してきた地域の大切な資源です。そのため、海岸利用の経緯を踏まえ、地元住民への配慮と関係者との調整が重要です。

イベント等を実施する際には、周辺への影響に配慮するとともに、事前に地元住民へ説明し、理解を得ることが必要です。

### ■ 利害関係者への対応

海岸でイベントを実施する際には、海の家や周辺商店、漁業等への影響が生じる場合があります。そのため、競争を避ける配慮を行うとともに、関係者と連携し、双方にとってメリットのある取組を検討することが重要です。また、日頃からの信頼関係の構築も有効です。

### ■ 地元自治体の応援

前述の「2.1.5 行政と連携する」に示すとおり、海岸利用について地元自治体に相談する中で、地元住民や利害関係者の理解を得るための範囲や方法について支援していきます。

また、海岸の利活用を円滑に進めるには、地元自治体の協力が不可欠です。必要に応じて自治体が調整役となることで、海岸利活用の促進につながります。

#### 📣 海岸利用者の声

海岸利用にあたっての地元関係者等との調整の工夫について、利用者からは次のような声が聞かれました。

地元関係者  
との調整

- 海岸を新たに利用する「よそ者」である立場を意識し、地域行事への参加や地元食材の活用など、地域に貢献する姿勢を大切にしながら信頼関係の構築に努めている。
- イベントで音楽を使用する際には、事前に回覧を行い、地域の理解と協力を得ている。
- 商工会の出店や近隣温泉施設の利用を促すなど、地域に経済効果が還元される仕組みを工夫している。
- 漁協とは日常的な関係を築いており、イベント時も「お互い様」として協力し合える関係を維持している。

海岸の利活用にあたっては、海岸管理者の許可が必要です。民間事業者等には、申請手続きに不慣れな場合も多く、丁寧な対応が求められます。なお、内容によっては、海岸管理者以外の許可が必要となる場合があります。

### ■ 海岸管理者の対応

民間事業者等にとっては、海岸利活用のハードルは高いと認識されているため、海岸の利活用を推進する観点も含め、丁寧な対応が必要です。そのため、海岸利用の許可手続きを円滑に進めるには、占用許可に関する判断の考え方をあらかじめ整理するとともに、海岸管理者と占有者それぞれが担う役割や責任について、事前に確認しておくことが有効です。

整理した判断の考え方に沿って、申請内容に応じた柔軟な運用を行うことで、海岸利用の促進と適正な管理の両立を図ることが可能となります。

### ■ 地元自治体の対応

海岸の利活用において、地元自治体が活動主体と海岸管理者の間に入ることで、許可手続きが円滑に進んだ事例があります。内容によっては、地域への効果が見込まれる取組について、積極的な支援を検討しましょう。

### ■ 海岸管理者以外の手続き

海岸の利活用の内容によっては、海岸法以外の手続きが必要な場合があります。以下にその例を示します。

<利活用の範囲によって必要となる手続きの例>

- ・森林法に基づく許可等（保安林も含めた利活用の場合）
- ・自然公園法に基づく許可等（国定公園も含めた利活用の場合）

<利活用の方法によって必要となる手続きの例>

- ・食品衛生法に基づく届け出等（食品を扱う場合）

#### 📣 海岸利用者の声

海岸利用の許可手続きについて、実際に活動している人たちからは次のような声が聞かれました。

許可  
手続き

- 必要な手続きが、何を見ればいいのか、どこに何を申請すべきかわからない。
- 海岸を利用するにあたって、必要な許可が何か、どこに行けばいいのか、まとまっていると活動しやすい。
- 新設団体であったため、海岸使用許可申請がとりづらいつ感じ、地元の公共性のある協議会と連携して申請し、許可を得た。

海岸の利活用について、情報をタイミング良く効果的に発信することにより、参加者を広く集めることが可能となります。

さらに、新たな海岸の利活用のアイデアを発信することで、今まで海岸に興味が無い人たちを海岸に呼び込むことが可能になります。

### ■ 広報の方法

ウェブサイトやSNSのほか、ケーブルテレビ、チラシの回覧、学校訪問など多くの方法があり、利活用の内容、想定される参加者、地域の実情を踏まえた広報手段を選択する必要があります。

### ■ 行政と連携した広報

地元自治体の施設や広報紙で、利活用の周知、参加者の募集をしている事例や、町のイベント情報としてPRしている事例があります。

このような活動主体と地元自治体との連携事例は、広報として情報が周知されることの他、地元が一体となって実施していることを感じられます。

海岸利用者の声として、活動を持続的に発展させていく上での課題に「後継者の育成」をあげる団体が少なくありません。海岸利用に際しては、小さな取組からはじめながらも一過性のイベントに終始させることなく、新たな人材を地元の内外から巻き込みながら、地域づくりへとつなげていくことが大切となります。

### ■ 地元外の人や若者を巻き込む

地域を盛り上げようと地元の仲間とともに、海岸を利用した活動に奮闘する過程では、大変な苦労に直面することも多いですが、同時にたくさんのやりがいや達成感を仲間と共有できる喜びもあります。しかし、長く続ける中では、メンバーの固定化や高齢化などにより活動が閉鎖的、閉塞的になるケースもよく聞きます。

海岸の利活用の持続的な発展に向けては、新たな仲間を巻き込み活動をスパイラルアップしていく工夫が大切であり、活動に新たなエネルギーを取り込む上で、「地元外の人」や「若者」を意識した呼びかけやイベントの開催などが効果的です。

#### 📣 海岸利用者の声

人材育成の工夫について、利用者からは次のような声が聞かれました。

##### 人材育成

- 後進育成の面で若者を巻き込んでいる。
- イベントは継続していきたいが、一番のネックはその収益性とスタッフの確保が課題。
- 次世代のプレーヤー探し、プレーヤーづくりという部分を、力を入れて取組んでいる。
- 同じ志を持つ若手を探して、その人を後ろからみんなでバックアップして、「自分が動けば、これだけ実績を作れるんだ」といった体験をしてもらうような取組みをしていこうと話合っている。

### 3. 海岸利用の仕組みと手続き

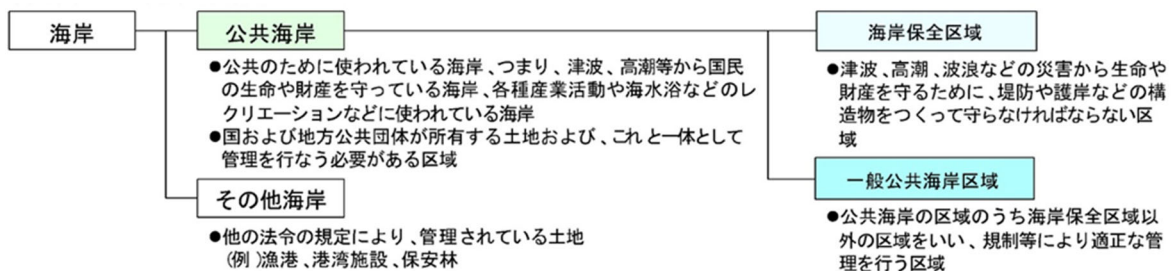
#### 3.1 海岸利用にあたって知っておきたい法律(海岸法)

海岸利用は海岸法を遵守することが前提となることを海岸利用者に分かりやすく伝えることが大切です。この海岸法は、津波、高潮、波浪や海岸の浸食や地盤の変動などの被害から海岸を守るとともに、海岸環境の整備と保全、人々が海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全を図ることを目的に制定されています。

##### 3.1.1 海岸法の適用範囲

###### 海岸の区分

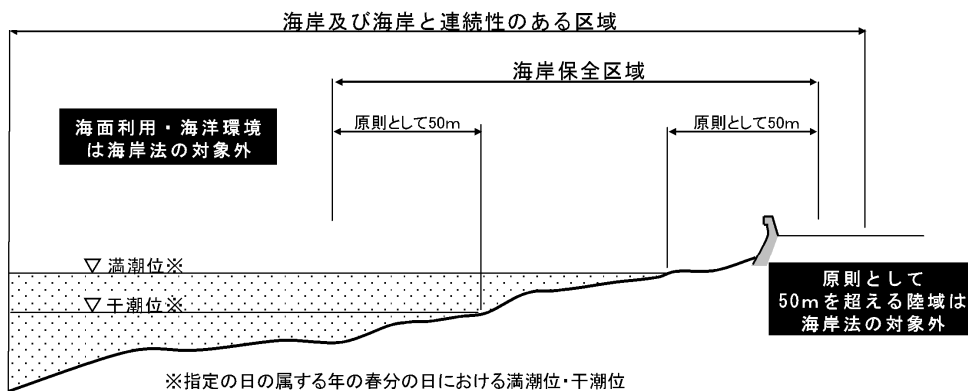
海岸法における海岸の区分には、4つの区分があります。まず「公共海岸」と「その他海岸」の大きな区分があります。さらに「公共海岸」は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」の2つに区分されています。



###### 海岸法の適用範囲

海岸法の適用範囲は、以下の図表の通りです。

#### 海岸法の適用範囲

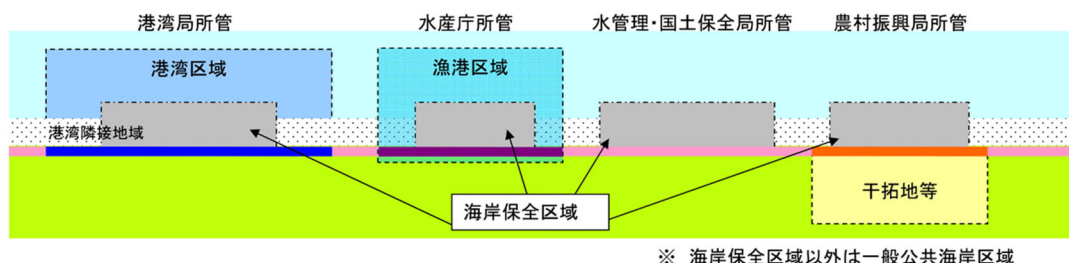


出典：第1回 海岸管理のあり方検討委員会資料

### 3.1.2 海岸管理者

#### 海岸関係省庁の所管

海岸法による海岸保全区域は、周辺の地域特性によって、所管する省庁が異なります。関係省庁が分担して所管しています。



海岸に隣接する農地



漁業を支える漁港



砂浜海岸



国際・国内物流を支える港湾

出典：第1回 海岸管理のあり方検討委員会資料

#### 海岸管理者

・公共海岸（海岸保全区域及び一般公共海岸区域）の海岸管理者は、当該海岸のある地域を統括する都道府県知事になることが基本です。

⇒実務的には、土木事務所等

・特に市町村長が管理することが適当であると認められる公共海岸で都道府県知事が指定したもののについては、当該海岸のある市町村の長が海岸管理者になることがあります。

⇒実務的には、市役所や町村役場

・また、前述の規定にかかわらず、海岸と港湾区域や漁港区域等が重複しているときは、その重複する部分については、当該港湾区域や漁港等の管理者である地方公共団体の長が海岸管理者となります。

⇒実務的には、港湾事務所や漁港事務所等

### 3.1.3 海岸の占用及び制限行為に関する規定

#### 海岸法の規定

海岸法では、以下の行為について許可等の規定があります。

#### ①海岸の占用許可（法第7条、37条の四）

公共海岸内に施設、又は工作物を設置して占用するためには許可が必要です。

#### ②海岸における行為の制限1（法第8条、37条の五）

公共海岸内において、土石の採取、及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合、並びに施設等を新設、改築する場合には許可が必要です。

許可行為等の対象となる具体のエリアや区域については以下の表の通りです。

占用等許可の例	海岸線の種類		
	海岸保全区域 (港湾区域・漁港区域含む)	一般公共海岸区域	その他の海岸
水域	▶水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	▶水面/海底の占用許可 →国有財産法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →なし	
	▶水面の埋立等の許可 →自然公園法等による制限		
陸域	▶土地の占用許可（民地を除く） →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※1	▶土地の占用許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等） ▶工作物設置等の行為許可 →海岸法による制限（許可は都道府県知事等）※2	▶土地の占用許可 →なし ▶工作物設置等の行為許可 →なし（民民契約等による）
	▶工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築の許可 →自然公園法等による制限		
	▶土地形質の変更等の許可 →自然公園法等による制限		
	▶用途制限等 →都市計画法、建築基準法、都市公園法等による制限		

※1 港湾区域は港湾法による許可（海岸法不要）、漁港区域は漁港法による許可+海岸法による許可が必要となる

※2 陸域に恒久的な施設を設置しても海岸の保全に支障を生じない場合には、公共用財産の用途廃止を行い土地を払い下げることが可能

（出典）ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集、平成31年3月国土交通省 観光庁観光資源課

また、海岸法では、以下の行為について禁止されています。

#### 海岸における行為の制限2（法第八条の二、三十七条の六）

公共海岸内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- ・海岸保全施設を損傷したり、汚したりすること。
- ・油などの物質により海岸を汚すこと。
- ・海岸内に自動車、船舶等を入れ、又は放置すること。

【参考：海岸法の抜粋】

<b>海岸法</b>
<p><b>(海岸保全区域の占用)</b></p> <p>第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p>
<p><b>(海岸保全区域における行為の制限)</b></p> <p>第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。</p> <p>二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。</p> <p>三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>第八条の二 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。</p> <p>三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。</p> <p>四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。</p>
<p><b>(一般公共海岸区域の占用)</b></p> <p>第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水面を除く。）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p>
<p><b>(一般公共海岸区域における行為の制限)</b></p> <p>第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。</p> <p>一 土石を採取すること。</p> <p>二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。</p> <p>三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。</p>
<p>第三十七条の六 何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p>

## 海岸法

- 一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。
  - 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
  - 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
  - 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。

### 一時使用届

各海岸の海岸管理者は、海岸の適切な利用や海岸管理を行うために、上記の行為等の許可以外についても、海岸利用に際して、『一時使用届』の提出を求める取組を行っています。

各海岸によって、地域の利用状況や海岸特性を踏まえた内容となるため、内容は異なりますが、以下のような利用について対象としている例があります。

花火大会、工事の仮設物の設置、イベント、各種訓練、テレビ・映画等の撮影、どんど焼き、ドローン飛行等

海岸一時使用届		注意事項チェック表	
年 月 日		海岸を使用される場合の注意事項（すべての項目を守ってください。）	
土木事務所長 殿		項目	チェック欄
〒 (届出者)住所 氏名 TEL		事故防止の歌氏を図ります。	<input type="checkbox"/>
次のとおり海岸を使用したいので届け出ます。なお、使用に際しては、土木事務所からの注意事項を守ります。		他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	<input type="checkbox"/>
1 使用場所		現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	<input type="checkbox"/>
2 使用目的		必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	<input type="checkbox"/>
3 使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	<input type="checkbox"/>
4 使用人数		公共施設及び海浜植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡し、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
5 使用責任者	住所 氏名 TEL	酒等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに土木事務所に連絡をし、指示を受けます。	<input type="checkbox"/>
6 届出書類 (必須)	注意事項チェック表、案内図 *その他必要に応じて図面等を添付してください。	直火は使用しません(バーベキュー等台の上での使用は可能です。)	<input type="checkbox"/>
7 備考		騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません(夜間22時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。)	<input type="checkbox"/>
		撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけないで方法で行います。	<input type="checkbox"/>
		ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	<input type="checkbox"/>
		使用後は必ず原状に回復します。	<input type="checkbox"/>
		万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	<input type="checkbox"/>
		土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	<input type="checkbox"/>

### 一時使用届の事例

(出典) 神奈川県 HP 「【海岸】申請様式ダウンロード」より「海岸一時使用届」を一部編集

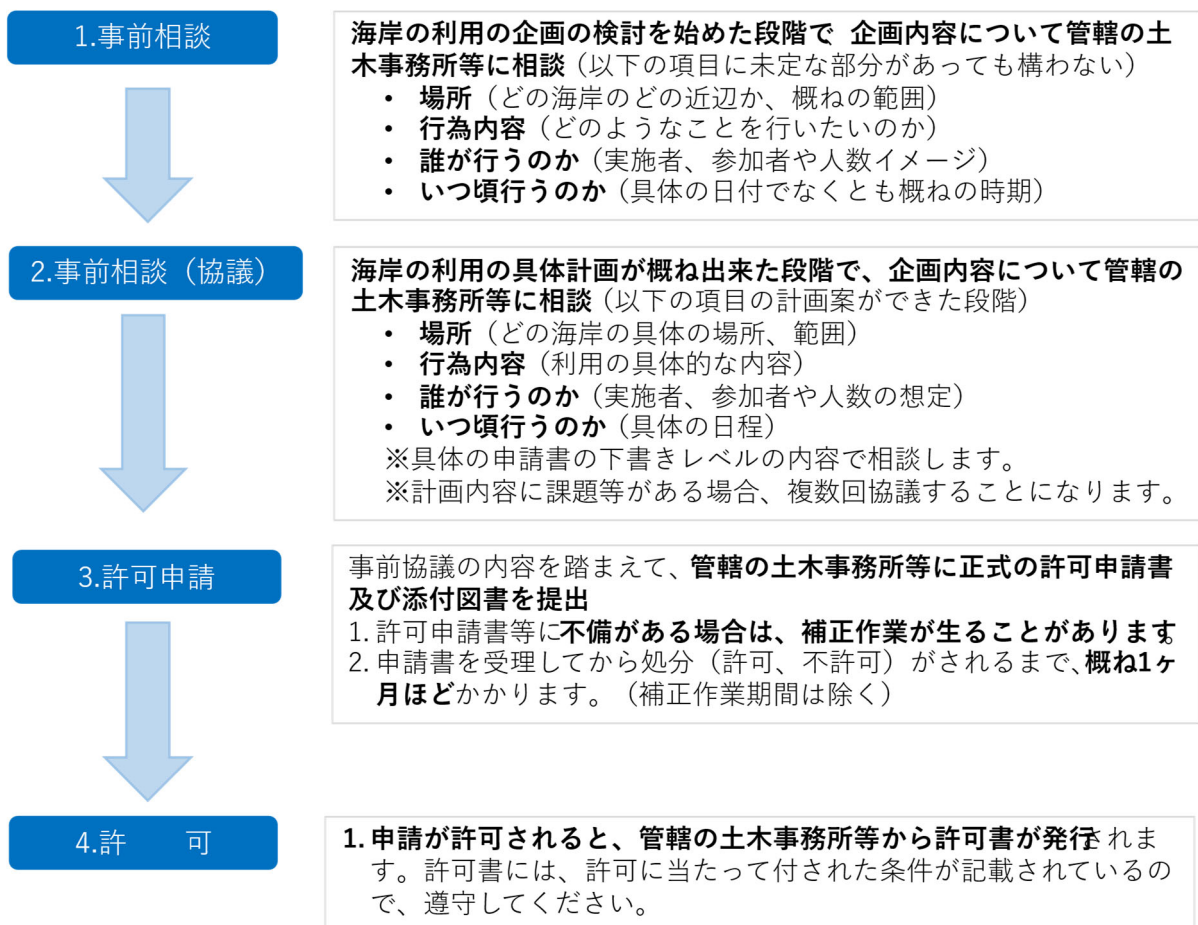
## 3.2 海岸利用に必要な手続きの概要

### 3.2.1 海岸占用許可申請等の流れ

「海岸を利用したいが、どこに相談してよいのか分からない」という声をこれまで多く寄せられています。そこで、まずは当該海岸を管理している土木事務所等を探す場合には、都道府県の海岸担当課、市役所、町村役場が相談窓口となることを伝えましょう。

また、海岸利用に際してどのような手続きが必要となるかについても以下の流れを参考に助言することが海岸利用者の理解を促すためには効果的です。

#### 海岸利用の占用許可手続の流れ

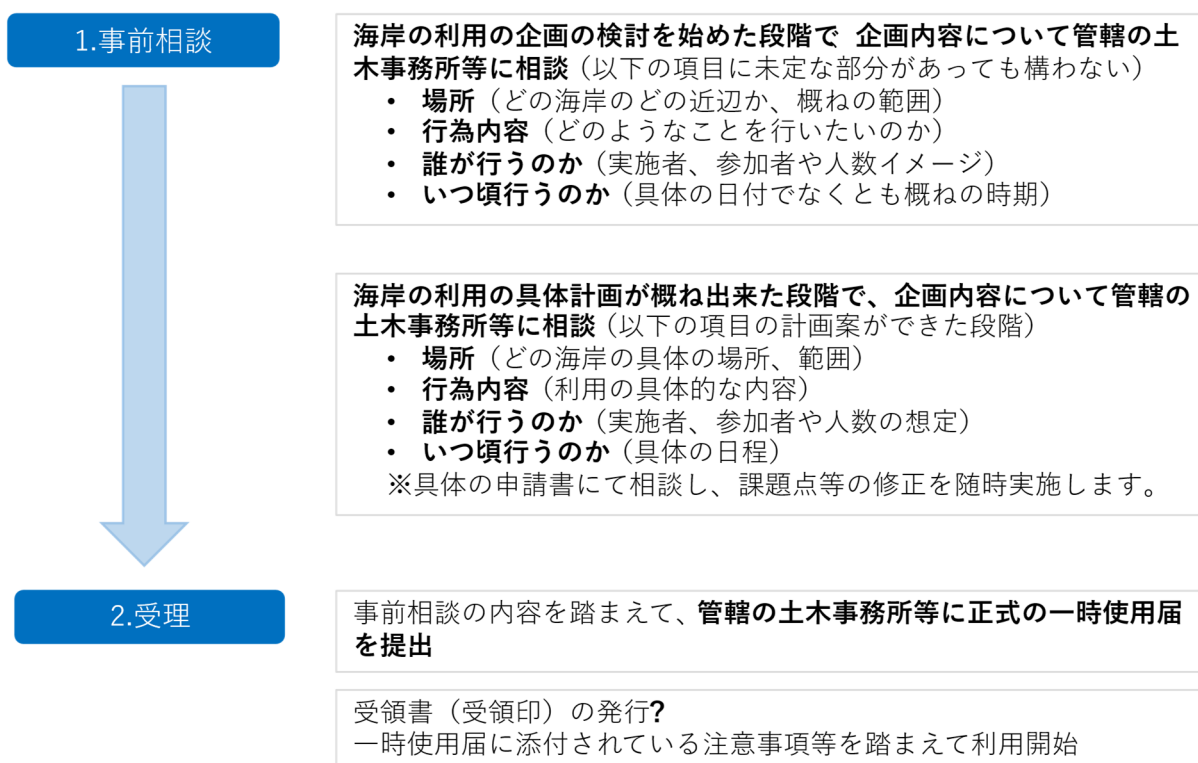


海岸利用に関わる手続きの一般的な流れ

## 3.2.2 一時使用届の流れ

海岸利用に関して、一時使用届の申請等を行う場合は、海岸の利用内容が一時使用届の提出で良いか、海岸法の許可行為になるか等の判断が伴うため、まずは土木事務所等へ相談することから始まります。一時使用届の届け出までの一般的な手続きの流れを以下に示します。

### 海岸利用の一時使用届手続の流れ



一時使用届の届け出に関わる手続きの一般的な流れ

「海岸協力団体制度」は、平成 26 年 6 月に公布された「海岸法の一部を改正する法律」において、創設された制度です。

海岸協力団体は、海岸管理者に協力し、海岸保全施設等に関する工事や海岸保全施設等の維持を行うとともに、管理に関する情報又は資料を収集及び提供、知識の普及・啓発を行う団体です。

海岸管理者から海岸協力団体に指定されると、海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可手続きが簡素化されます。また、国や海岸管理者（都道府県等）との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸利用の活性化に向けて、地域に根ざした活動を促進するために、海岸で活動する団体等へ海岸協力団体の指定を呼び掛けましょう。

詳しくは海岸協力団体のホームページをご確認ください。

- 海岸協力団体制度について : <https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kyouryoku/>

## ✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する法人、団体を「海岸協力団体」として指定することにより、団体等の活動の支援を行うものです。
- 「海岸協力団体」の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動が促進され、地域の実情に応じた海岸管理の充実につながることを期待しています。

### 海岸協力団体の活動事例



海岸清掃活動  
[新潟県：新潟海岸]



海浜植物の植栽・保護  
[富山県：下新川海岸]



環境教育活動  
[北海道：胆振海岸]



生物育成環境モニタリング  
[兵庫県：東播海岸]



海岸PR活動（水鉄砲大会）  
[高知県：高知海岸]

#### 海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

海岸において多くの法人、団体が清掃、植樹、環境教育等の様々な活動を自主的に実施

これらの活動は海岸管理の充実にも寄与し、海岸管理の担い手として位置付け、海岸管理者が情報提供、技術的支援を行うことにより連携を強化

## ✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者（都道府県等）との情報交換が容易になるとともに、海岸法に位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることが期待されます。

### 海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができます。



(出典) 国土交通省 HP より

## 4. 海岸利用の参考事例

ナレッジ集関連内容	タイトル	海岸管理者	海岸名	page
海岸利用者への支援のヒント（企画発案の段階）				
地域の関心を高める	魅力発信の取組	鳥取県	浦富海岸	33
	海岸の利活用を語り合う会	宮崎県	お倉ヶ浜 他	34
	海岸背後地と一体で砂浜の魅力 PR	石川県	増穂浦海岸	35
	海岸の魅力を活かしたワーケーション	和歌山県	白良浜 他	36
	夕日をキーワードに地域と連携したイ ベント開催で海岸の魅力を創出	新潟県	新潟海岸	37
	海岸のブランドを活かした取組	石川県	千里浜	38
	ビーチスポーツによる海岸利用の促進	神奈川県	鵜沼海岸 他	39
仲間や協力者を探す	サンデーマーケットの開催案内	茨城県	阿字ヶ浦海岸	40
アイデアを膨らませる	河川空間のオープン化活用事例集	—	—	41
行政と連携する	官民連携の共創体制	神戸市	須磨海岸	42
海岸利用者への支援のヒント（計画・実践の段階）				
実施計画を立てる	海岸を軸とした地域再生計画で海 辺の利活用を展開	大分県	香々地海岸	43
	エリアマネジメントによる地域活性化 の一環としての海岸利用	鳥取県	皆生海岸	44
海岸利用の許可を取得する	関係法令	—	—	45
	円滑な占用許可手続きの工夫	—	—	46
	神戸市における海岸利用の工夫	神戸市	須磨海岸	47
	逗子市による海岸利用の工夫	神奈川県	逗子海岸	48
広報する	エリアマネジメントへの関わり拡大、来 街機運・投資機運醸成に関わる情 報発信	鳥取県	皆生海岸	50
担い手を育成する	Create Owarai-笑顔をつくる遊び 創りワークショップ	茨城県	大洗海岸	51
海岸利用者への支援のヒント（計画・実践の段階）				
海岸協力団体制度	海岸クリーンアップ等による地域連携 の取組	北海道	胆振海岸	52

## ■ 魅力発信の取組

浦富海岸は、鳥取県岩美町（人口 1.1 万人）に位置し、アクセスは優れているとは言えない（近隣の政令指定都市である岡山市から 142km、最寄り駅の岩美駅から 2.1km、駐車場あり）ものの、年間 3.8 万人もが利用しています。

「山陰海岸ジオパーク」では浦富海岸の地質学的に重要な地層・地形を楽しめる散策コースマップを公表しています。



浦富海岸散策コースマップ

(出典) 山陰海岸ジオパーク [http://sanin-geo.jp/images/1803uradome\\_e.pdf](http://sanin-geo.jp/images/1803uradome_e.pdf)

浦富海岸周辺には、民宿やキャンプ場、「山陰海岸ジオパーク」、「荒砂神社」などが立地しており、「渚交流館」ではマリンスポーツの体験や季節のイベントを実施しているなど、歴史・文化及び施設アクティビティの魅力も高く、また、断崖絶壁と洞門洞窟のある島々が続く景勝地としても楽しむことができます。



浦富海岸の周辺状況

JR 西日本が平成 29 年 6 月から運転を開始したクルーズトレイン「トワイライトエクスプレス瑞風」では、「世界ジオパーク認定の浦富海岸の眺望と地引網の実演」を対象として、鳥取県岩美町の東浜駅が立ち寄り観光駅になりました。

また、浦富海岸は、水泳のアニメ『Free!』の舞台となっており、原作ファンが聖地巡礼と銘打って浦富海岸を訪れている。若者向けのサブカルチャーを起爆剤に観光地化した地域は各地に点在しており、広報効果は非常に大きくなっています。

## ■ 海岸の利活用を語り合う会

■ 名称（テーマ）：砂浜をもっと使いたい！～海岸の利活用を語り合う会 in 日向市～

■ 開催趣旨：

砂浜が貴重な地域資源である宮崎県日向市。地域をさらに元気にするために、新たなイベントやビジネスを通じてこの砂浜をもっと使い倒す方法はないか？

日向市で海岸を活用したビジネスを展開する民間事業者、それを応援する市役所、さらには砂浜利活用に既に取り組んでいる他地域の民間事業者等を交えて、地域活性化のための新たな砂浜の利活用の可能性を探った。

■ 当日のプログラム

司会進行（リバーフロント研究所）

時刻	時間	内容	登壇者
13:00		開会	(公財) リバーフロント研究所
13:10	30分	日向市の方々からの話題提供 ・事業者の方々からみた日向市の魅力や課題、海岸の利活用への思い ・行政からみた日向市の魅力や課題、海岸の利活用への思い	事業者の方々（おひとり3分程度） 日向市役所観光交流課
13:40	10分	話題提供「水辺を活かした賑わい創出の取組事例」	(公財) リバーフロント研究所
13:50	10分	話題提供「海岸の賑わい創出に向けて」	国土交通省水管理・国土保全局海岸室 室長
14:00	45分	講演「地域と共に…」	株式会社グラノ24K 代表取締役
14:45	15分	質疑応答	
15:00	10分	休憩	
15:10	40分	ワークショップ テーマ：「金ヶ浜、お倉ヶ浜を活かして、あなたなら何をする？」 ・試行的取組のアイデア出し ・アイデアを分類 ・なぜ今まで実現できなかったのか？（どのような条件を整えば、そのアイデアを実現できそうか） ・「すぐにできること」から「じっくり取り組みたいこと」を並べ替え	
15:50	5分	総括	(公財) リバーフロント研究所
16:00		閉会	

(敬称略)



ワークショップの開催状況

## ■ 海岸背後地と一体で砂浜の魅力を PR

「日本の水浴場 55 選」に選ばれた増穂浦海岸は、マリンスポーツや海水浴が楽しめる海岸として地域に親しまれています。砂浜の背後地には、ケビン（山小屋風の戸建ての宿泊施設）や高床式テント、オートサイトなどの施設が充実し、ハワイ・ワイキキビーチと肩を並べるほどの水質をはじめ、サンドバギーやセグウェイ体験、36 種類の貝殻集めなどユニークな砂浜でのプログラムを提供しながら、砂浜の背後地と一体で海岸の魅力を発信しています。

エキサイティングな里浜体験、  
あなたはどっち派？

北陸  
初登場

8 サンドバギー  
オフロード・セグウェイ 体験

三十六歌仙貝  
コレクション

36種類集め  
見つけられるかな？

「三十六歌仙貝」を拾いに能登半島・増穂浦に来ませんか？

**能登リゾートエリア増穂浦** ～金沢市内から車で約90分。美しい砂浜が広がる増穂浦海岸でリゾート気分を満喫！

**ケビン** ～家族やグループ向け  
ログハウスタイプのケビンは、4人用、5人用の小型・中型から20人用の大型まで3タイプの大きさがあります。バス・トイレ、寝具はもちろん、TV、冷蔵庫、冷暖房やガス台、冷蔵庫、炊飯器など簡単な調理具までが完備されていて、手軽にアウトドアを楽しみたいビギナーにも安心です。

**高床式テント/フリーテントサイト**  
高床式サイトはウッドデッキ上にテントを設置するため、雨が降ってもテント内に水が入り込まず安心です。海側で車を目の前に駐車できるAタイプと車を近くの駐車場に停めて利用するBタイプの2種類あります。

**オートキャンプ/キャンピングカー専用サイト**  
区画ごとに水道蛇口とAC電源がついており、炊飯器を持ってくればご飯を炊くこともできます。共同サニタリーには炊事場、トイレ、コインシャワー、ランドリーなどオートキャンプを快適にする設備も整っています。キャンピングカー専用サイトは舗装されていて、大型キャンピングカーの牽引も楽々です。

フリーテントは区画内に自由にテント設置位置を決められるのが魅力。車の横付けはできません。高床式テント、フリーテントいずれもエリア内の炊事舎やトイレ、コインシャワーなどもご利用いただけます。

お問い合わせ・ご予約  
〒925-0454 石川県羽咋郡志賀町相神イの3番地1  
TEL(0767)42-2125 (9時～17時)  
<https://shika-guide.jp/stay/348/>(しかも観光ガイド)

〒249 →

・自然環境保護のため砂浜への車の乗り入れは一切できません。  
・遊泳可能区域外で泳ぐ場合は、離岸流にお気をつけください。

(出典) 一般社団法人志賀町観光協会「石川県志賀町観光ポータルサイト」 <https://shika-guide.jp/>

## ■ 海岸の魅力を活かしたワーケーション

生活様式や働き方も大きく変わる中、海岸を有する多くの自治体において、「ワーケーション」という新たな働き方が注目されるようになり、盛んに誘致が行われています。

和歌山県は、美しい海岸線をはじめとする地域の貴重な資源を活かしたワーケーションを推進し、全国からワーケーションを受け入れるための環境整備に加え、ホームページの開設、パンフレットの作成などワーケーションの情報発信にも力を入れています。



(出典) 和歌山県「わかやま Workation Guide」

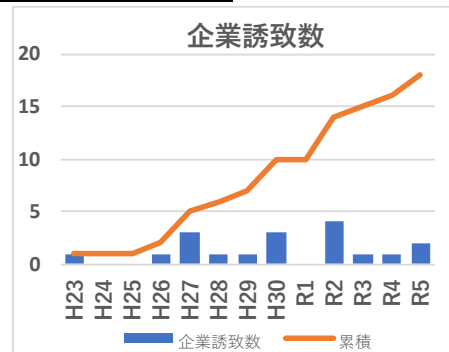
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00203929.html>

### 白浜町の取組（企業ニーズに合わせたマッチングによるワーケーションの推進）

和歌山県南部の白浜町では、ビーチリゾートを活かした企業誘致を古くから展開し、ワーケーションに力を入れており、企業数が増えています（右図参照）。

具体的には、企業が地域資源と関係性を築けるように、地域との交流やビジネスチャンスを見出すための視察型のワーケーションを企画する等により、企業のニーズとマッチングしたワーケーションを推進しています。

その結果、コロナ禍では海岸を訪れる観光客が激減し大打撃を受けましたが、令和4年には、コロナ禍前の過去最多であった令和元年の空港搭乗者数を上回り（下図参照）、ワーケーションで訪れたビジネス客も参加した海岸での様々な取組が行われています。



(出典) アフターコロナ時代の New Work×Life Style  
～和歌山県からの提案～ 2023年版

### 白浜のビーチの活用事例



(出典) 出典：第26回海岸シンポジウム特別掲載資料



(出典) 和歌山県 南紀白浜空港 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082400/shirap/index.html>

## ■ 夕日をキーワードに地域と連携したイベント開催で海岸の魅力を出

新潟海岸有明浜工区は、新潟県新潟市西区に位置し、海水浴シーズンには約 15 万人もの多くの利用者が訪れ、海水浴やマリンスポーツなどが楽しめる海岸として、地域の憩いの場となっています。

「日本海夕日キャンペーン」は一市民である実行委員と行政、企業、団体、個人ボランティアが連携し、新潟市の原風景である海辺の空間と沈む夕日。「日本海と夕日」をキーワードに、人が輝く、街が輝く新潟市の魅力づくりに取り組んでいます。

その一方で海岸からの飛砂が地域の課題となっており、平成 22 年度から「真砂小学校区コミュニティ協議会」（海岸協力団体：平成 28 年指定）が「にいがたなぎさの植物そだて隊」を組織し、海岸管理者や海岸背後にある国道 402 号の道路管理者（新潟市）と協働で飛砂対策となる海浜植物（ハマニンニク・ハマヒルガオ等）の植栽を行っています。

この他にも海岸清掃などの環境保全活動とおして砂浜の背後地と一体で海岸の魅力を発信し、地域の活性化につなげています。



海水浴 ～人々が集う憩いの場～



日本海夕日コンサート ～日本海夕日キャンペーン～



「海の日」の海岸清掃活動



ランドアート ～日本海夕日キャンペーン～



海浜植物植栽の植栽活動  
～にいがたなぎさの植物そだて隊～

(出典) 日本海夕日キャンペーン実行委員会 <https://yuuhi.net/>

## ■ 海岸のブランドを活かした取組

### ■ 全国唯一の砂浜ドライブをブランドに継続的に国内外に広報

「千里浜なぎさドライブウェイ」は、自動車で行ける海岸として全国に知られ、現在では年間約 85 万人が訪れています。羽咋市が中心となり、海岸のきめ細かい特徴的な砂質等の千里浜ブランドを磨き続け、年間を通して国内外に積極的に PR したことで、現在では民間企業や地域団体がイベント開催及びさらなる魅力発信等の地域の賑わい創出を行っています。

### ■ 海岸の魅力を活かした取組み

民間団体や協会等では、砂浜ドライブのみならず、ツーリングイベントやサンドアート等の様々なイベントを実施しています。

民間団体や協会による様々なイベント（出典）羽咋市提供



海岸付近には、レストハウスや道の駅が情報発信拠点として整備され、令和 3 年度にはレストハウスがリニューアル、また道の駅では、近年のキャンプやくるま旅、車中泊のニーズから RV パークが整備されています。

海岸付近に整備された施設



さらに、千里浜観光交流促進団体による「チリハマルプロジェクト」が始動し、千里浜の魅力を伝えるプロモーション動画なども制作されており、羽咋市だけでなく様々な関係者が千里浜の魅力を発信するようになってきました。

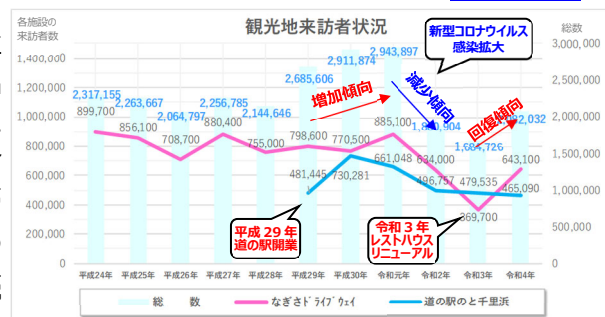


チリハマルプロジェクト Official movie2023

（出典）はくい観光協会HP

### ■ 千里浜の魅力を柱に背後地の賑わい創出へ

広報や拠点整備の効果もあり、平成 28 年から令和元年に掛けて羽咋市の来訪者数が増加しています。また、観光客の受け入れ基盤の更なる充実化を目指し、羽咋市では、新たな観光ホテルの整備や商業施設の誘致等、千里浜から羽咋市全体への賑わい創出に繋げる取組を続けています。



羽咋市来訪者数（参考）羽咋市統計

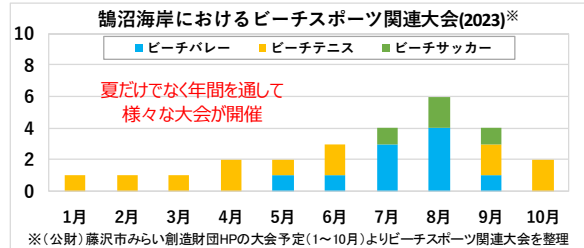
## ■ビーチスポーツによる海岸利用の促進

ビーチスポーツ（ビーチバレーボール、ビーチテニス、ビーチサッカー、トライアスロン、サーフィン等）に着目した海岸利用の促進により、年間を通じた地域の活性化に繋がっています。

### ■ビーチバレーボール・ビーチテニス・ビーチサッカー（藤沢市の事例）

鵜沼海岸では、日本ビーチバレー発祥の地であることを活かし、藤沢市が平成7年に常設コートを整備することで、通年利用が実現しています。

ビギナーでも参加できる大会から、日本最大規模のビーチバレー大会「ビーチバレージャパン」まで様々な大会が年間を通じて催されています。



(出典) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団HP



(提供) 公益財団法人日本バレーボール協会



(提供) 一般社団法人日本ビーチテニス連盟

### ■ビーチアルティメット（和歌山県の事例）

日本フライングディスク協会は、「75m×25m」のフィールドを複数確保できるビーチに着目し、地元自治体と「スポーツを通じた地域振興に関する協定」を締結し、令和元年には国際大会を開催し、その経済効果は約16億円と試算されています。また、令和6年にも国際大会誘致に成功し、国内外をターゲットとした海岸利活用が進んでいます。



(出典) 一般社団法人日本フライングディスク協会HP

### ■ビーチを活用した地域振興の取組

NPO法人日本ビーチ文化振興協会では、ビーチ・マリンスポーツの機運と認知度アップを推進するため、ビーチスポーツの国際大会の招致を目指しています。（ビーチゲームズ日本招致プロジェクト※）活動の一環として「ジャパンビーチゲームズ®」、「ジャパンビーチゲームズ®フェスティバル」を各地で開催し、ビーチスポーツの地域への普及により、通年の賑わい創出・ビーチの国際化に貢献する取組を行っています。



(出典)NPO法人日本ビーチ文化振興協会HP

※ビーチゲームズ日本招致プロジェクトとは…

ビーチ・マリンスポーツの国際大会であるワールド・アジアビーチゲームズを招致し、機運を高めるプロジェクト。平成20年に第1回アジアビーチゲームズ（主催：アジアオリンピック評議会（OCA））がインドネシアバリにて開催。その後、令和元年に第1回ワールドビーチゲームズ（主催：国内オリンピック委員会連合（ANOC））がカタールドーハにて開催。

### ■キッチンカー等によるさらなる賑わいづくり

ビーチスポーツイベントに合わせたキッチンカーの出店等により、賑わい空間創出の工夫も行われています。



すまいる食堂（ジャパンビーチゲームズ®須磨2023）

## ■サンデーマーケットの開催案内

茨城県ひたちなか市の阿字ヶ浦海岸で開催された「イバフォルニア・マーケット」の開催案内です。このマーケットは、「イバフォルニア・マーケット実行委員会」が主催で、ひたちなか市が後援となり、海水浴場の砂浜で定期的に行われ、人気の高いイベントです。

「イバフォルニア・プロジェクト」が中心となって、年間を通して様々な活動を実施しています。



(出典) Facebook/イバフォルニア・プロジェクト 阿字ヶ浦チーム

マーケット開催案内の作成例

## ■ 河川空間のオープン化活用事例集

国土交通省水管理・国土保全局では、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も河川敷地で営業活動を行うことができる「河川空間のオープン化」をスタートしました。

また、全国における様々な河川空間のオープン化の取組みを普及し、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体による河川敷地の一層の活用を資することを目的として「河川空間のオープン化活用事例集」を発行しています。海岸と同じ水辺空間の活用事例として、新たな海岸利用の企画発案において参考になります。













令和7年7月  
**河川空間のオープン化活用事例集**

国土交通省  
水管理・国土保全局

**Let's enjoy riverside life!**

※本資料は、国土交通省ホームページ上で公表しております。  
ホーム >> 政策・仕事 >> 水管理・国土保全 >> 利用 >> 河川敷地占用について  
(問い合わせ窓口)  
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 企画係  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-4253-8111

### 10. 宮城県名取市（一級河川 名取川）

区域名称	関上かわまちづくり
概要	水辺のあるまちの魅力を活かして水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを実現するため、民間事業者と連携し、名取川河口部の良好な景観を築き、観光振興による地域活性化を図り、さらなる水辺の賑わいを創出する。
河川管理者	東北地方整備局長
水系名・河川名	1級・名取川水系・名取川
指定範囲	名取市関上駅前下地先～関上2丁目先
指定日	R3.3.18
占用主体	名取市長
占用施設	名取川右岸河川敷及び河川敷と一体となす船着場等
合意の方法	関上地区まちづくり協議会
許可期間	10年
関連URL	名取市観光物産協会HP <a href="https://www.kankou-naturim.sagip/new.s/8.0.8">https://www.kankou-naturim.sagip/new.s/8.0.8</a> かわまちからず関上HP <a href="https://kaw.am.ach-tansu.jp">https://kaw.am.ach-tansu.jp</a>

**位置**




**水辺の様子**



河川空間の利用の様子



水辺のオープンカフェ



新たにオープンしたバーベキュー施設「かわまちA&E」



SUPを体験、川遊びを満喫する子供たち

**事業スキーム**



河川管理者（仙台河川国庫事務所）  
河川敷地、事業目的、施設（名取市）、河川管理者  
心地よい「関上かわまちA&E」の保守と河川敷地の保護  
河川敷地、事業目的、施設（名取市）、河川管理者  
河川敷地、事業目的、施設（名取市）、河川管理者  
河川敷地、事業目的、施設（名取市）、河川管理者  
河川敷地、事業目的、施設（名取市）、河川管理者

**利用者数**

かわまちからず関上（船着場施設）来客者数（千人）

R4年度	R5年度	R6年度
404	462	392

**効果と今後の展開**

- 河川空間を活かした賑わいの拠点が創出されたことにより、交流人口が拡大し、魅力あるまちづくりに寄与。
- 新たにバーベキュー場がオープンし、水辺を活用したアクティビティが更に充実した。令和6年度にはSUPの全国大会が開催されるなど新たな広がりも見せている。

## ■ 官民連携の共創体制

神戸市が管理する須磨海岸では、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが海岸を楽しめる環境づくりを目的とした「ユニバーサルビーチプロジェクト」に取り組んでいます。本プロジェクトでは、車いす利用者等が砂浜や海を安全に利用できるよう、ビーチマットの敷設に加え、水陸両用車いすの活用、介助支援、受付・誘導體制の構築、利用に関する情報提供など、ハード・ソフトの両面から環境整備を行っています。



須磨海岸の砂浜に敷かれたビーチマット



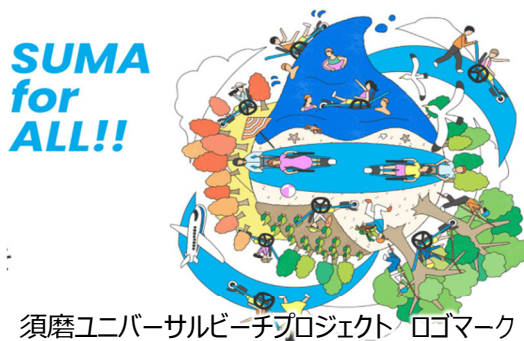
水陸両用アウトドア車いす「ヒッポキャンブ」



ユニバーサルメカサブ

(出典) すごいすと HYOGO [https://sugoist.pref.hyogo.lg.jp/coco/report26\\_suma/](https://sugoist.pref.hyogo.lg.jp/coco/report26_suma/)

本取組は、NPO 法人による提案を契機として始まり、行政や民間がそれぞれの役割を分担することで実現しました。NPO 法人がビーチマットの設置・撤去や利用体験の提供等の運営を担い、神戸市は、海水浴期間中に利用可能な多目的トイレ・シャワー・更衣室等の施設整備および管理を行っています。



須磨ユニバーサルビーチプロジェクト ロゴマーク



多目的施設  
(多目的トイレ・シャワー・更衣室)

(出典) NPO 法人 須磨ユニバーサルビーチプロジェクト <https://sumauniversalbeach.com/ubp/idea-item.html>

須磨海岸では、神戸市が施設管理等を担う運用体制とすることで、取組を円滑に進めています。このように、利活用の主体が企画・運営を担い、行政が制度面・施設面で後方支援を行う体制とすることで、限られた行政資源の中でも継続的な海岸利活用につながっています。

## ■ 海岸を軸とした地域再生計画で海辺の利活用を展開

豊後高田市は、「海」「里」「山」「温泉」「歴史」などの特色ある地域資源が数多くあるものの、花の咲く季節や夏場のハイシーズンのみ賑わう観光地で、通年型観光地として訴求力が弱い点が課題となっていました。香々地海岸の周辺には、「恋人の聖地」に選定された「恋叶ロード」やリアス式海岸、遠浅の砂浜等の風光明媚な観光スポットがあり、これらの強みを最大限に活かし、海辺の付加価値を高める必要がありました。

### ■ 海岸における様々な取組

多目的テラス、キャンピングトレーラー、サウナトレーラー等の海辺の環境整備による付加価値を創出しています。また、豊後高田市版タラソテラピー（温泉・海洋療法）を活かしたヘルスツーリズムを確立し、リラクゼーション部門、アクティビティ部門、食部門の3つの部門で他にはない事業を展開し、当該地域における一年を通じた誘客促進を図っています。



多目的テラス



キャンピングトレーラー



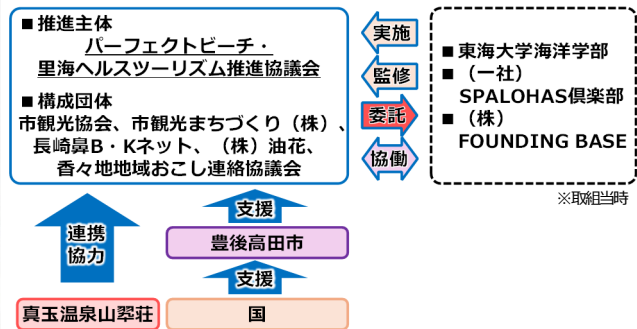
サウナトレーラー

### ■ 自治体と海岸管理者の役割

海岸管理者である大分県が整備した海岸利用施設（便所、シャワー室、管理棟等）を、にぎわいの創出を目的に約30年前より豊後高田市（旧香々地町）が大分県との協定に基づき管理を担ってきました。更なる海岸の利活用促進に向けて、豊後高田市は、ヘルスツーリズムを確立して年間を通じた誘客促進による活性化を図る地域再生計画をとりまとめ、国の交付金等も活用し、平成28年には民間事業者も含む推進協議会を設置し、多目的テラスやキャンピングトレーラーなどの新たな施設整備等を進めてきました。



（出典）地理院地図に加筆して作成



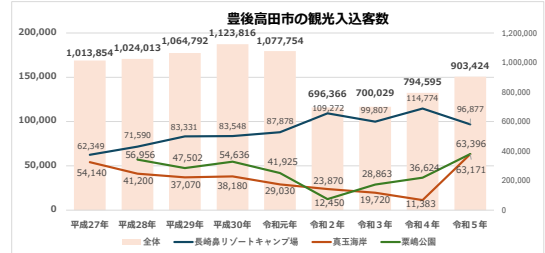
（出典）豊後高田市提供資料を基に作成

### ■ 取組による効果

香々地海岸（長崎鼻リゾートキャンプ場）を核とした海岸利用の取組により、これまで利用がなかった秋冬シーズンの入込客数が増加し、年間を通じた利用が促進されています。また、周辺の観光施設への回遊性も高まり、豊後高田市全体の観光入込客数の増加に繋がっています。現在は、海辺の事業の売り上げも財源として、養浜や清掃など日常的な海岸の維持管理を行っています。

長崎鼻リゾートキャンプ場全体の観光入込客数の比較（事業開始前後）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成27年	217	303	10,313	7,314	2,740	1,054	11,471	21,288	3,972	2,082	1,209	386	62,349
令和2年	613	1,308	41,658	4,658	0	3,372	4,058	29,259	13,471	7,207	4,964	2,111	112,679



（出典）令和6年度版 市勢要覧（主要施設別観光入込客数）及び豊後高田市提供資料

## ■ エリアマネジメントによる地域活性化の一環としての海岸利用

### ■ 海岸利用の背景

白砂青松の景勝地であり、山陰を代表する温泉地「皆生温泉」を有する皆生海岸では、旅館が個別に振興策を展開してきたことから、海岸を含む地域全体の活性化には繋がっていませんでした。

### ■ 海岸における取組

地域全体の活性化を図るため、旅館関係者・金融機関・デザイナー・行政で構成する「皆生温泉エリア経営実行委員会」を設置し、エリアマネジメントの手法により海岸の通年利用に取り組んでいます。

海浜施設「皆生温泉海遊ビーチ」を拠点とし、海水浴シーズンに限らず、カイケジャンボリー、WINTER SWIMMING in KAIKE 等の来訪者を引き込む活動やその情報発信として年間を通じて様々な取組が企画・実行されています。



(出典) 米子市観光協会



(出典) 米子市観光協会



(出典) 米子市観光協会

自治体や海岸管理者による街灯整備や景観に配慮した護岸整備、未利用地対策と相まって、居心地の良い滞留空間と魅力的な水辺景観が形成され、来街機会の創出につながっています。



景観に配慮した護岸整備



海岸遊歩道の街灯整備

(撮影) 下村康典



利用者の様子

(出典) 米子市

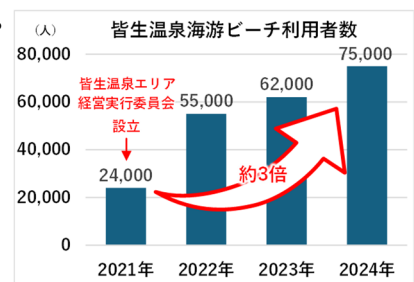
### ■ 自治体と海岸管理者の役割

米子市は、エリアマネジメントを推進する官民協働メンバーとして、皆生温泉エリア経営実行委員会の事務局、イベント広報支援、また街灯の整備や未利用地対策等を担っています。

また、海岸の整備を担当する国土交通省日野川河川事務所は、景観に配慮した護岸整備など水辺とのふれあいやにぎわいにも寄与する海岸整備を進めています。

### ■ 取組による効果

近年は、猛暑により全国的に海水浴客は減少傾向にありますが、皆生海岸では、令和6年度は75,000人という過去最高の来訪者を記録しました。また、エリア全体では低未利用地の流動化が進み令和4～6年度で17店舗が開業し、投資が増え、旅館以外で時間を過ごす場所が少しずつ増えています。



(出典) 米子市観光協会

## ■ 関係法令

海岸利用にあたっては、様々な法令が関係します。エリアごとにどのような法令の規制を受けるかを理解した上で、活用の可能性を検討する必要があります。海岸の占有や工作物等の設置などを行う場合は、法令に基づく占有等の許可が必要となる他、地域独自の利用に関するルールが整備されている場合もあります。

### 主な関係法令

ビーチエリア	主な関係法令	制約例
洋上・海中 Ocean	国有財産法 海岸法 港湾法・漁業漁場整備法等（位置づけがある場合） 自然公園法（位置づけがある場合） 森林法 建築基準法 都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商業目的を主とした建築物・工作物を新規に整備することは基本的に困難である</li> <li>➤ 区域によっては、可能な活動が制限されるケースもある</li> </ul>
浅瀬 Shallow water		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商業目的を主とした建築物・工作物を新規に整備することは基本的に困難である</li> <li>➤ 自治体の条例・ルールによって、可能な活動が制限されるケースもある</li> </ul>
砂浜 Coast		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 港湾区域、漁港区域の規制（建築物の設置等）を受ける場合もある</li> <li>➤ 建築物の常設が認められない場合があり、一般的に海の家等は仮設建築物で整備されている</li> <li>➤ 海水浴場内の利用ルールを定めている自治体が多い</li> </ul>
ハーバー Harbor		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 港湾区域・臨港地区の指定により、港湾用途以外の利用が不可となるケースがあるため、一般利用者向け施設の設置は困難な場合がある</li> </ul>
海岸隣接地 Seaside		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 臨港地区、漁港区域の規制（漁港施設の目的以外の建築物の設置等）を受ける場合もある</li> <li>➤ 海岸側が道路扱いとならないため、主要な出入口を砂浜側に設置することが難しい</li> <li>➤ 海岸防災林の伐採や改変が制限されるケースがある</li> </ul>

（出典）ビーチの観光資源としての活性化に向けたナレッジ集、平成 31 年 3 月国土交通省 観光庁観光資源課

# ■円滑な占用手続きの工夫

ある県では、海岸利用に関する占有許可について、県が定める占有許可の考え方にに基づき、県の土木事務所において審査・許可が完結する運用を行っています。

県は、海岸環境の保全・整備の観点から、利活用を目的とした施設整備は原則として市町村が主体となるものと位置付けており、この考え方のもと、利活用に向けた取組は、市町村が占有申請や管理を担い、県が制度面の判断を行う役割分担のもとで進められています。

### 第1節 海岸法の概要

**第1 海岸法の適用範囲**

(1) 定義

公共海岸 …… 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地  
 (他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として工務令で定めしものを除く。)

(地方公共団体の土地にあっては都道府県知事が主務令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。)

上記の土地と一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した既設堤 (部分の日における干満時の水面線) までの水面

① 海岸保全区域 …… 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域 (公共海岸以外の私有地を含む。)

② 一般公共海岸区域 …… 公共海岸の区域のうち海岸保全区域以外の区域

**第2 区域の概要図**

**第3 海岸保全施設等**

海岸事業は、津波、高潮、波浪その他の風水または地震の変動による被害から、海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。(海岸法第1条)

**1. 海岸保全施設 (海岸法第2条)**

海岸保全施設とは海岸保全区域の指定内にある堤防、突堤、護岸、防壁、離岸堤、砂浜その他の海水の侵入または海水による浸食を防止するための施設をいう。

**2. 海岸保全区域の指定 (海岸法第3条第1項)**

都道府県知事は海岸法の目的を達成するために必要があると認めるときは防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。しかし、この場合、必要最小限度の区域に限ってするものとし、陸地においては満潮時の水面線から、水面においては干満時の水面線からそれぞれ50mをこえてはならない。ただし、地形、地質、潮流、潮流等の状況により必要やむを得ないときは、それぞれ50mをこえて指定することができる。

**3. 海岸管理者 (海岸法第5条及び第37条の3) と主務大臣 (海岸法第40条)**

海岸管理者は、原則として都道府県知事であるが、市町村長が管理することが適当であると認められるものについては、市町村長が管理することができる。

海岸保全区域の態様による海岸管理者と主務大臣の関係は、次のとおりである。

海岸保全区域の態様	海岸管理者	主務大臣
港湾区域又は港湾隣接地域	港湾管理者	国土交通大臣
公告水域	都道府県知事	〃
漁漁区域	漁漁管理者	農林水産大臣
土地改良法により管理している海岸保全施設が存する地域 または土地改良事業計画が決定している地域	都道府県知事 又は市町村長	農林水産大臣

### 第2節 占有等許可

**第1 権限法概要**

【海岸保全区域】

1. 海岸法7条、施行規則8条 (海岸保全区域の占有)

海岸管理者以外の者が海岸保全区域 (公共海岸の土地に限る。) 内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、主務令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2. 海岸法8条、施行規則4条 (海岸保全区域における行為の制限)

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

ただし、政令 (施行令2条) で定める行為については、この限りでない。

① 土石 (砂を含む。) を採取すること。

② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。

③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

3. 海岸法施行令2条

法8条1項ただし書きの政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

① 公有水面埋立法による免許又は承認に係る行為

② 農業集落等が行う行為

③ 土地改良法による行為

④ 漁漁法の許可を受けた行為

⑤ 港湾管理者のする港湾工事

⑥ 森林法の許可を受けた行為

⑦ 工業用水法による井戸の新設又は1号までである

4. 海岸法施行令3条

法8条第1項第3号の政令で定める行為は、木材その他の物件を投棄し、又は積留する等の行為が海岸保全施設等を損傷するおそれがあると認め海岸管理者が指定するものとする。

5. 大分県海岸管理規則2条

海岸法施行令3条の規定に基づき、海岸管理者が指定する行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

① 海岸保全区域又は一般公共海岸区域 (以下「海岸区域」という。) 内に木材その他の重積物を投棄し又は積留すること。

② 廃液又は汚物を放出するための施設を海岸区域内に設けること。

③ その他知事が海岸保全施設を損傷するおそれがあると認める行為。

【一般公共海岸区域】

1. 海岸法37条の4、施行規則11条 (一般公共海岸区域の占有)

海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域 (水面を除く。) 内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとするときは、本都府令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2. 海岸法37条の5、施行規則11条 (一般公共海岸区域における行為の制限)

一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

ただし、政令 (施行令12条の2) で定める行為については、この限りでない。

① 土石を採取すること。

② 水面において、施設又は工作物を新設し、又は改築すること。

③ 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。

3. 海岸法施行令12条の2

法37条の5ただし書きの政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

① 公有水面埋立法による免許又は承認に係る行為

② 農業集落等が行う行為

③ 土地改良法による行為

④ 漁漁法の許可を受けた行為

⑤ 港湾管理者のする港湾工事

⑥ 森林法の許可を受けた行為

⑦ 工業用水法による井戸の新設又は1号までである

**第2 適用の範囲**

漁具、漁獲物の乾燥、船揚場、設備乾燥、生魚の積留のための施設等簡易な態様のもについては許可を要しない。

**第3 具体例**

一定の区域の土地を排他独占的に継続して使用する場合は、占有にあたるから、耕作の用に供する場合、材料採取とする場合は許可を要する。

他の法律の許可等を受けた場合、その行為は限り本案の許可を要しない。(施行令3条) 例えば公有水面埋立法の場合、埋立そのものは許可を要しないが、埋立するための土石の採取は許可を要する。

## 占有許可の考え方を整理した資料 (抜粋)

## ■ 神戸市における海岸利用の工夫

兵庫県神戸市が管理する須磨海岸では、海岸の利用について、神戸市、市民、その他の来訪者や民間事業者等の責務を明らかにすることで利用の適正化を図り、須磨海岸の健全化を推進し、市民をはじめとする海岸利用者が愛着を持ち、安全に安心して須磨海岸を利用することができることを目的として、平成 20 年 4 月に「須磨海岸を守り育てる条例」を施行しました。

海岸利用のルールが条例として明示されたことで、海岸利用者と海岸管理者の双方で海岸利活用の理解が深まり、結果的に海岸の利活用を後押ししています。

	<p>● <b>音響再生機器、アンプ、スピーカー等の終日使用禁止</b> 許可を得た場合、周囲に迷惑とならない小音量やイヤホン等を使用する場合があります。 ※違反者には、20万円以下の罰金が科せられます。</p> <p>● <b>基準値を超える騒音の発生の禁止</b> 基準値午前9時から午後9時まで：70デシベル 午後9時から翌日の午前9時まで：60デシベル ※違反者には、20万円以下の罰金が科せられます。</p>
	<p>● <b>バーベキュー等、火気を使用する調理器具の使用禁止</b> ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。</p> <p>● <b>たき火の禁止、消防法等で規定する危険物の使用禁止</b> ※違反者には、中止又は海岸からの退去や使用制限を命じます。</p>
	<p>● <b>花火の禁止</b> ロケット花火等の爆発音の出る花火や、打ち上げ花火等の火薬の位置が移動する花火については、終日使用を禁止します。ただし、その他の安全な手持ち花火等については、午前6時から午後9時までの間の使用は可能です。 ※違反者には、10万円以下の罰金が科せられます。</p>
	<p>● <b>海岸を無断で独占使用して、他の者への迷惑となる行為をすることの禁止</b> 具体的には、大型のテントやタープ等で海岸を独占して飲酒を伴うパーティー等を行うことにより、他者に迷惑を覚えさせると、他者の海岸利用を妨げることは禁止です。 ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。</p>
	<p>● <b>他の者に不安・恐怖・困惑・嫌悪を覚えさせ、他の者の海岸利用を妨げることの禁止</b> 具体的には、入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることや、罵詈雑言・脅や威嚇を示すことは禁止です。 ※違反者には、中止又は海岸からの退去を命じます。</p>
	<p>● <b>自動車・サンドバギー・125ccを超える二輪車の海岸内への乗入れ及び放置の禁止</b> 市長(海岸管理者)が許可した自動車等については除きます。 ※違反者には、6か月以下の没収又は30万円以下の罰金が科せられます。</p>
<p>● <b>海岸の汚損禁止</b> ※5万円以下の罰金が科せられます</p>	<p>● <b>竹木伐採・植物採取の禁止</b> ※5万円以下の罰金が科せられます</p>
<p>● <b>喫煙の禁止</b> ※中止又は退去を命じます 注1</p>	<p>● <b>もり・やす等の携行禁止</b> ※中止又は退去を命じます 注2</p>

(出典) 神戸市港湾局「須磨海水浴場スマイルビーチプロジェクト」ホームページ <http://smilebeach-kobe.jp/>

## ■ 逗子市による海岸利用の工夫

神奈川県逗子市は、安全で快適な海水浴場を維持しながら地域のにぎわいや魅力を創出することを目的として、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則」を平成26年に制定し、この条例に基づく『逗子海水浴場事業者・利用者ルール』を定めております。神戸市須磨海岸と同様に、海岸利用のルールを明示することにより、利用者間のトラブルを未然に防ぎ、安全で快適な海岸利用の促進に寄与しています。

- I 基本事項
  - 1 目的
  - 2 協議関係者 逗子海水浴場の運営に関する検討会
  - 3 海岸占用・海水浴場開設期間等
  - 4 逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守について
  - 5 組合内におけるルール等の周知徹底について
- II 建築期間及び解体期間
  - 1 建築期間、解体期間
  - 2 海の家緩傾斜及びすべての工事関係者の注意事項
- III 海水浴場の開設
  - 1 海水浴場開設期間
  - 2 開場時間
  - 3 海水浴客の安全・事故防止について
  - 4 海水浴場マナーアップ警備について
- IV 海の家営業に関する注意事項及びルール
  - 1 営業に関する注意事項及びルール
  - 2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール
- V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務
  - 1 通報があった際の対応フローチャート
  - 2 通報への対処体制の確立
  - 3 違反行為に対する処分
  - 4 海岸出入通路の管理
  - 5 完了検査
  - 6 組合によるパトロール
  - 7 事故の被害対応
- VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール
  - 1 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール
- VII 関係機関連絡先
- VIII 参考資料

### 逗子海水浴場事業者・利用者ルールの目次構成

(出典) 2025年度(令和7年度) 逗子市海水浴場事業者・利用者ルール、令和7年5月、逗子市

[https://www.city.zushi.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/004/381/2025rule.pdf](https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/381/2025rule.pdf)

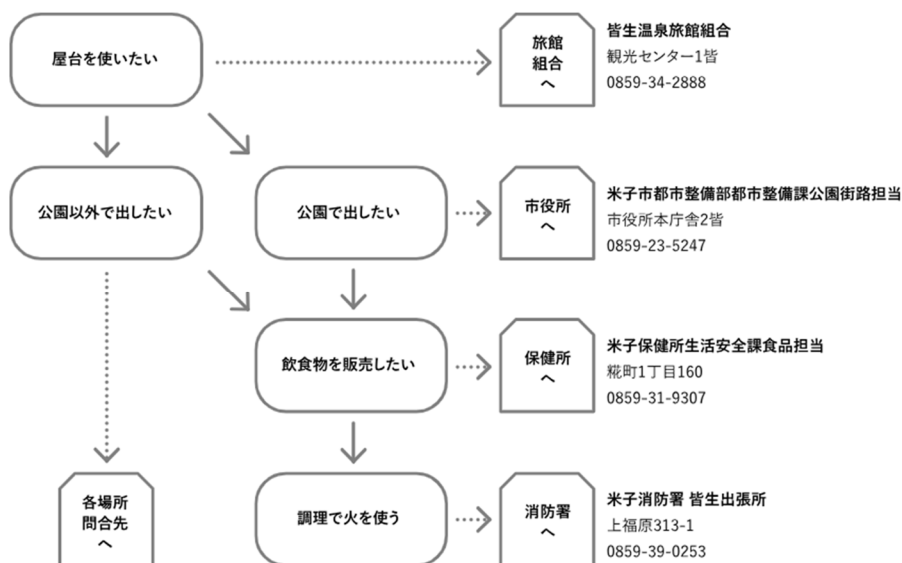


## ■ エリアマネジメントへの関わり拡大、来街機運・投資機運醸成に関わる情報発信

皆生海岸では、「かいけラボ共同事業体」によって、ウェブサイト（KAIKE lab.）が運営され、KAIKE PRESS（特集記事）の発行も行われています。

ウェブサイトでは、皆生海岸や皆生温泉エリアでのイベント情報だけでなく、活動する様々な方へのインタビュー、ワークショップや勉強会での出来事、地域のアクションプラン、利用者向けの支援情報（問い合わせフロー）等も発信し、当該エリアへの来街・滞在時間延長の動機付けに取り組んでいます。

更に、当該エリアでの仲間づくりや、海浜・温泉といった地域資源を基盤としたビジネスづくり等の地域の担い手の確保に繋がるような情報も積極的に発信されています。



## ■ Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ

『Create Owarai-笑顔をつくる遊び創りワークショップ』は、大洗町の観光産業における課題を解決していく共創型プログラムです。現地コーディネーターや講師陣のサポートとともに、地域内外の参加者が3つのテーマごとにチームに分かれて、知恵を出し合い、大洗の魅力を活かしたイベントを企画・実施する実践型ワークショップです。



### 「酒蔵」「砂浜」「キャンプ場」がテーマです。

酒蔵・砂浜・キャンプ場という3つのテーマを軸に、あなたならではの視点とアイデアで大洗の新しいコンテンツを作りあげましょう！もちろん、各テーマオーナーやコーディネーターがしっかりサポートするのでご安心を。



「大洗における「夜の楽しみ方」を創る」



Theme owner  
大里夫妻  
(古川酒造店担当オーナー)



「通年楽しめる「ビーチの楽しみ方」を創る」



Theme owner  
小野瀬とき子さん  
(大洗サンビーチ担当オーナー)



「大洗らしいアウトドア」の楽しみ方を創る」



Theme owner  
光又新二さん  
(大洗キャンプ場担当オーナー)

[Coordinator] 大洗町役場、大洗観光協会、大洗町地域おこし協力隊 [SP supporter] 大洗カオス

「Create Owarai ～大洗町で笑顔をつくる遊び創りワークショップ～」の参加者募集（茨城県大洗町）  
(出典) 一般社団法人大洗町観光協会 HP「よかつ大洗」

## ■ 海岸クリーンアップ等による地域連携の取組

しらい

### 白老町環境町民会議の概要



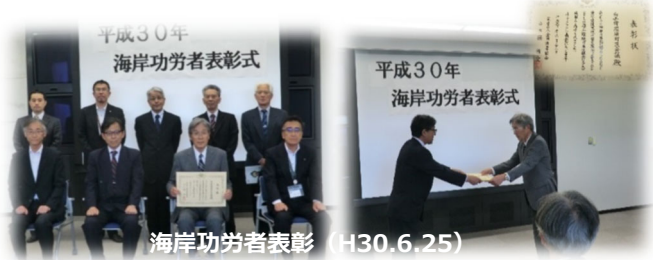
【ヨコスト湿原・海岸】  
ヨコストとはアイヌ語の「ヨコ・ウシト（獲物を待ち構える・いつもする・沼）」からつけられた名前とする説があります。白老アイヌは海から必要な糧を得ていたが、当時の砂丘と海岸性湿原が残るのはヨコストだけとなり、象徴空間として保全が重要となっている。

白老町環境町民会議は、白老町の環境保全と創造を目的に平成20年7月に発足しました。

当会議は発足以降、胆振海岸において毎年5月から12月に清掃活動や環境教育、地元小学校が実施する海岸清掃への協力を継続的に取り組んでおります。

平成29年3月に北海道で初となる海岸協力団体にも指定されました。

また、平成30年6月には、北海道では5年ぶりとなる海岸功労者表彰を受賞しました。



海岸功労者表彰 (H30.6.25)

### ①ヨコスト海岸クリーンアップ

白老町内の海岸（ヨコスト海岸）で毎年清掃活動を実施しています。地元高校生、企業、町職員などが参加し、ごみを回収しています。



清掃活動参加者集合



清掃活動状況

### ②しらい夏の家塾（環境教育）

夏休み期間中に白老町内の小学生を対象に、海を教材として「水環境」について学習する環境教室を開催しています。

海岸を守るお仕事の勉強や海に生息している生き物に触れたり、海岸に漂着したものを集めてアートを作成しています。



海岸を守るお仕事の勉強

流木や貝・石で作られた『フクロウ』のアート



漂着物を集めてアート作成



海の生き物との触れ合い

## 5. その他

### ○関係法令

海岸利用に関係する主な法令は以下のとおりです。詳しくはホームページをご確認ください。

主な関係法令

関係法令	ホームページの URL
国有財産法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000073">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000073</a>
海岸法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000101">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000101</a>
港湾法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000218">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000218</a>
漁港漁場整備法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000137">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000137</a>
森林法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000249">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000249</a>
自然公園法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000161">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000161</a>
都市計画法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000100">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000100</a>
都市公園法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000079">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000079</a>
建築基準法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201</a>
食品衛生法	<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233</a>

### ○海岸の利活用促進を目指した提言等

国土交通省では、積極的な海岸の利活用を促進しています。詳しくはホームページをご確認ください。

- ・ 「砂浜の利活用の更なる促進に向けて（提言）」、平成 31 年 3 月、ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/beachresoat/>

## 改訂履歴

Ver1.0 令和4年3月

Ver2.0 令和5年5月

Ver2.1 令和6年10月

Ver3.0 令和8年3月

## 海岸利用の活性化に向けたナレッジ集

編集：公益財団法人 リバーフロント研究所  
発行：国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室  
住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
電話：03-5253-8111（代表）